

第 1 1 回 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会 次第

日 時：平成 2 4 年 3 月 3 日（土）
午後 1 時から

場 所：市役所 8 階大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 第 1 0 回審議会の審議結果等について（報告）

(2) 候補地選定基準について（その 3）

建設候補地選定の基本的な考え方（報告）

選定基準の設定

新清掃工場建設候補地の公募について

(3) 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)パブリック・コメント結果について

(4) その他

3 閉 会

配 布 資 料 一 覧

(1) 第 10 回審議会の審議結果等について（報告）

資料 11 - 1 - 1 第 10 回審議会の審議結果について

資料 11 - 1 - 2 第 10 回審議会の会議録

(2) 候補地選定基準について（その 3）

資料 11 - 2 - 1 建設候補地選定の基本的な考え方（報告）

資料 11 - 2 - 2 新清掃工場建設候補地選定基準（案）

資料 11 - 2 - 3 委員からの提案書

資料 11 - 3 - 1 新清掃工場建設候補地の公募について

(3) 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)パブリック・コメント結果について

資料 11 - 4 - 1 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)（素案）に対する意見募集の結果について

第 10 回審議会の審議結果について

1 審議結果について

第 10 回審議会では、初めに、前回の議論を踏まえ、あらためて提示された「建設候補地選定の基本的な考え方(案)」について事務局から説明を受け審議した結果、文言の一部を修正し承認することとした。

次に「新清掃工場(100 t / 日)建設候補地選定に係る面積関係基準(資料)」及び「新清掃工場建設候補地選定に係る法令関係基準(案)」について富所委員から説明を受けるとともに、意見の提出のあった委員から順次説明を受けた。

また、候補地の抽出については、基本的に公募で行うこととし、次の審議会では選定基準及び公募要領について審議することとした。

2 審議会の会議録について

第 10 回の会議録署名委員は、知久 浩委員と横張一郎委員とした。

3 次回の審議会について

次回第 11 回審議会は、平成 24 年 3 月 3 日(土)午後 1 時からの開催とした。

会 議 録

会 議 名	平成 2 3 年度第10回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会
議 題 及 び 議 題 毎 の 公 開 又 は 非 公 開 の 別	(1) 第 9 回審議会の審議結果等について（報告） (2) 候補地選定基準について（その 2） 基本的な考え方（案）及び審議会運営案 公募要領と日程 選定基準の設定 (3) その他
日 時	平成 2 4 年 2 月 1 1 日（土） 午後 1 時から午後 3 時 4 0 分まで
場 所	野田市役所 8 階大会議室
出 席 委 員 氏 名	立本 英機、富所 富男、鎌野 邦樹、瀧 和夫、 恵 小百合、石塚 一男、那須野 平一、佐藤 盛 江原 敬二、大柴 由紀、小暮 正男、笹木 勝利 知久 浩、千葉 美佐子、平井 和子、古橋 秀夫 松島 高士、榑 掬一郎、横張 一郎、石原 義雄 小倉 妙子、長南 博邦、小俣 文宣、小室 美枝子 高梨 守、竹内 美穂、鶴岡 潔、中村 利久、松本 睦男
欠 席 委 員 氏 名	岡田 稔、青木 重
事 務 局	今村 繁（総務部長兼新清掃工場建設支援担当）、齊藤 清春 （環境部長）、小室 照之（環境部次長兼清掃計画課長）、相 島 一美（清掃第一課長）、中村 清八（関宿クリーンセンタ ー主幹兼課長補佐兼収集係長）、海老原 孝雄（清掃計画課長 補佐）、柳 正幸（清掃計画課ごみ減量係長）、皆川 賢一（清 掃計画課計画係長）、知久 友行（清掃計画課主任技師）、小 沼 京治（清掃計画課主任主事）、中山 高裕（清掃計画課主 任技師）、岡田 勇貴（清掃計画課主任主事） オブザーバー：中外テクノス株式会社 3 名
傍 聴 者	9 名
議 事	平成 2 3 年度第10回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会 の会議結果は次のとおりである。

1 開会

立本会長

定刻となりましたので、第 10 回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会を開催させていただきます。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

はじめに、本会議は公開会議となっておりますので、傍聴人の方がおられたら入室をお願いします。

（傍聴人入場）

傍聴人の方をお願いいたします。お手元に決まり事が書いてあるものをお渡ししていると思います。会議がスムーズにいくようよろしく御協力をお願いします。

それでは事務局から報告等がございますのでお願いいたします。

清掃計画課長補佐

事務局より、議事進行前に何点か御報告させていただきます。本日の審議会は、委員総数 31 名のうち 29 名の出席をいただいております、半数以上の出席ですので、条例の規定により会議の成立を御報告申し上げます。本日の欠席委員でございますが、青木委員が所用のため欠席でございます。なお、岡田委員より遅参の報告を受けております。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。本日の会議では、先般郵送しました資料に加えまして、第 9 回審議会の会議録の議事録署名委員の署名の写し、前回高梨委員から御質問がありました他市の選定基準事例に係る資料、松島委員の追加提案書、平井委員の提案書、横張委員の提案書をお手元に配布させていただきます。

次に、郵送でお送りしました資料の訂正をお願いいたします。まず資料 10 - 1 - 2 の会議録の 27 ページ、上から 6 行目の右から 7 文字目に「議会」とありますが、その前に「審」の字を追記していただきまして「審議会」としてください。

次に、資料 10 - 2 - 2 の 1 ページ目の一番下の四角の中の下から 2 行目、「市街地開発事業等の画的事業」となっておりますが、「画」という字を「面」に訂正をお願いいたします。

続きまして、資料 10 - 2 - 4 の 2 ページ目の項目の 7 番の A、B、C の欄のところに〇〇m 以上となっていると思いますが、こちらを全て 6m ということで御訂正をお願いいたします。同じく項目 7 の下の（注）の中の未整備延長が〇〇m 以下となっていると思いますが、こちらを 100m 以下と御訂正をお願いいたします。その下の表ですが、「ランクは C とする」とありますが「B とする」の間違いですので「B」と御訂正をお願いいたします。

同様に、次の 8 の（注）ですが、同じように未整備延長が 100m と御訂正をお願いいたします。その下の「ランク C」を「B」と御訂正をお願いいたします。

続きまして、その次の次の行ですが、同じように右のほうに「ランクを C とする」となっておりますが、こちらも「B」の間違いでございますので御訂正をお

願いいいたします。

続きまして3ページの12のランクA、B、Cの削除をお願いいたします。その下にあります の地権者云々という文章も同様に削除をお願いいたします。

最後に、13のランクBの「 $\circ\circ\text{m}^2$ 以上の土地を確保できること」というところを「 $10,000\text{ m}^2$ 以上」ということで御訂正をお願いいたします。資料の訂正は以上でございます。

なお、本日も会議録作成のために録音をさせていただいております。また、本日の会議につきましては野田市審議会等に関する要項の規定により公開会議となっております。冒頭、会長より傍聴者の入場が許可されましたが、本日7名の方から傍聴の申し出がありましたので、御報告させていただきます。

次に、第8回審議会で御承認いただきました一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の素案に係るパブリックコメントの手続きでございますが、こちらの手続きが来週の火曜日、2月14日までとなっております。2月10日現在の状況でございますが、3名の方からの御意見、1名の方からサブタイトルの御提案が寄せられております。会議に先立ちまして報告事項は以上でございます。立本会長により、これより議事進行をお願いいたします。

2 議事

立本会長

最初の議事は、第9回審議会の審議結果等についての報告ですが、これにつきまして何かございましたら事務局にお知らせ願いたいと思います。

続きまして、建設候補地選定の基本的な考え方（案）につきまして、前回、最終的にこれでいいかどうかということをもまだ承認していただいておりますので、改めて事務局から説明をお願いいたします。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

前回の御議論も踏まえまして、改めて基本的な考え方（案）ということで示させていただきたいと思います。前回やったところは見え消しで訂正させていただいております。

基本的な考え方としては、 は全市域を対象とするということです。ただし、市の方針として、野田市清掃工場及び関宿クリーンセンターの建替並びに隣接地での建設は行わないということで御理解をお願いしたいと思います。

の選定基準の設定、これは特定の土地を想定して設定するのではなく、純粋に新清掃工場の建設候補地として最適な立地条件を基準として設定することとさせていただきたいと思います。

については、少なくとも民間がごみ焼却場を建設する場合の要件よりも厳しくすることを基本にしたいと考えております。

については、まずは公募によって候補地を抜き出していきたいと考えており

ます。公募の結果、選定基準を残念ながら満たす適地がない場合には委員推薦、あるいは事務局が課税資料等に基づき抽出することとさせていただきたいと思いをします。

については、選定基準にその土地を当てはめて事務局が仮評価して審議会において評価して決定していく形を取らせていただきたいと思います。

複数の候補地の選定に当たっては、最終的には現地視察でいくつかに絞り込んだ候補地を視察していただいた上で総合評価をして選定するという形で進めていきたいと考えていますので、よろしく御審議のほどお願いします。

なお、審議会の今後の運営案を示させていただいておりますが、今日選定基準の設定、公募要領と日程、基本的な考え方（案）と審議会運営案を御審議していただくことになっておりますけれども、これが決定した場合という前提での3月3日以降の案です。審議が尽くされない場合には、順次延期になっていくということをお願いしたいと思います。

本日、基本的な考え方と審議会運営案、それから公募要領と日程、選定基準の設定、この三つはできましたら御決定いただければありがたいと考えております。

公募については後ほど御説明しますけれども、今日御決定いただければ2月15日頃からホームページで募集し、市報は3月1日号と15日号に掲載し、3月いっぱいをかけて公募したいと考えておりますので、3月3日はちょうど公募の期間中ですので、ここでは処理方式について御議論をいただきたいと思います。それから一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）のパブコメが終わっておりますので、その結果に基づいて、これを修正するかどうかの御承認をいただきたいと思います。

3月下旬の審議会ですが、これは他団体の施設の視察をしたいと思っています。この視察については、一つは処理方式がありますけれども、もう一つは清掃工場がどのようなコンセプトで建っているのかということも視察の目的として捉えていただければと考えております。これについては土日での視察は相手方も無理だと思いますので平日ということで調整をさせていただき、大体午前、午後の2か所ということで、なるべく近場で考えておりますのでよろしくお願いします。

4月中旬の審議会については、公募が何件か上がってきた場合、候補地を事務局で仮評価したものを資料として出させていただいて、その評価を御審議していただきたいと思います。公募が全くない場合については、選定基準に基づいて事務局で候補地の抽出を開始して資料を出させていただきたいと思います。また、委員の推薦がある場合にはそれも併せて出させていただきたいと思います。ただしこれは公募がない場合に限ってのことです。

4月下旬の審議会の運営案では、候補地の現地視察をしていただいた上で、5月の中旬に複数の候補地を総合評価で二つに絞っていただきたいと思います。

5月下旬の審議会については、環境アセスメントについての御審議をいただいて、どういう評価項目が必要かというような御審議をいただきたいと思います。

6月上旬に第1次の答申をいただきたいと思います。6月下旬にはその

地元還元対策という形の第1回の御審議をお願いしたいということで、今年の上半期についてはこのような形で審議会の運営をお願いしたいと思っておりますが、当然、審議会の進捗状況によって柔軟に対応してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

江原委員

事務局から変更が出たときはプリントで提出していただきたい。次いで質問ですが、基本的考えの案の中で出てくる、資料10-2の で隣接地というのはどれぐらいの距離までを考えているのか、数字で表わしてください。

今後の予定で6月下旬審議会の運営案で、地元還元対策について(1)とあるが、候補地の選定に係る答申までということですから、地元還元についてというのは予定に入れてもらっては困ります。

笹木委員

についてですが、少なくとも民間がごみ焼却場を建設する場合の要件よりも厳しくするというように書かれていますが、もう少し具体的に示した方が、説得力があると思います。また、2月11日から6月下旬までのスケジュールがありましたが、少なくとも2か月先ぐらいまでは日程を入れていただきたいと思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

訂正のプリントは後日配布させていただきます。ただ、本日の御議論もありますので、それを踏まえた形での訂正という形になります。

隣接地はまさに隣ということで、隣に接している土地を隣接地ということで考えております。

地元還元対策については、事務局が作った公募案は必要最小限の項目だけを記入させていただいております。この中で地元に対する配慮などの部分を書き込む必要があるのかどうかを御議論いただきたいと思います。6月の地元還元対策ですけれども、公募で立候補するその土地によって地元還元対策も違ってくると思います。公募で上がってきて、ここにするといったところについて具体的にどれだけの地元対策が必要なのかということは、ある部分は財政面も含めて考えていかなければいけないということで御審議をお願いします。

それから、基本的に考え方をもう少し細かくということですが、これについては案としてお示ししましたので、細かく書いたほうがいいかどうかは委員の皆様判断にお任せしますが、事務局としては基本的な考え方なので細かいのは選定基準で表わしていくと考えてこういう形にさせていただいております。

日程については、基本的に2か月ぐらい先までは3月3日にはお示ししたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

立本会長

よろしいでしょうか。先ほどの基本的な考え方につきましてはいかがですか。一応了承していただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

では、資料 10 - 2、建設候補地選定の基本的考え方はこれで了承されたといたしまして（案）を取っていただいて、これを生かしていきたいと思います。

なお、予定のところは削除してください。続きまして、候補地選定にかかわる資料 10 - 2 - 3、新清掃工場(100 t / 日)建設候補地選定に係る面積関係基準(資料)について説明をお願いしたいと思います。

鶴岡委員

戻りますけれども、10 - 2 - 4、候補地の抽出はまず公募により募集し、公募の結果と出ております。公募はいいと思うが、土地は簡単に見つからないと思うので、委員からの推薦も並行して進めないとしてこないと思います。並行して進めていただけたらいいと思います。

立本会長

最初公募して、なおかつ公募がないような場合は委員等の推薦でお願いするというふうに考えたのですが、同時のほうがよろしいでしょうか。

長南委員

委員推薦というのは、当然これは地権者が同意をしていなければ、勝手に人の土地を推薦するわけにいかないと思いますので、委員が推薦されるようでしたら最初の公募のところで手を挙げてもらったほうがいいのではないかと思いますので、そのような理解でこの文章をアレンジしたら今の問題は解決するのではないかと思います、いかがでしょうか。

中村委員

委員が推薦しながら事務局で課税資料に基づいて抽出するというのは、公募と委員推薦とが整合性がとれるということになると思いますので、一緒に動かしたらどうかと提案します。

松島委員

事前配布資料 10 - 3 - 1 の 2 ページ目の最後のところに、項目としては候補地探しへの当面の作業をうたって、最後のivで事務局による候補地選びとしています。事務局作業は膨大な台帳から適合地を選ぶので、公募がなかった場合を考慮したら、同時進行がよい。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

事務局は公募をやっている途中において公募がない場合に備えて課税資料等で探しておきます。委員推薦につきましては、こういう適地があるのではないかと、ここも検討してみたらいいのでは、という御意見も委員推薦という形で出しているのがいいのではということで、御説明をさせていただいたつもりです。

立本会長

それでは、並行して進めるという案で少し変更させていただくことで御了解していただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

事務局はそのように、文章を書き換えてください。

江原委員

今の件は公募と並行で結構ですが、その前に候補地の中身、選定基準を決めたあとでないとこれは出ませんので、そこを決めたあとの問題なのです。候補地の選定基準を決めたあとでやってください。

立本会長

まず、新清掃工場建設候補地選定に係る面積関係の基準と、もう一つは法的関係について説明をしたいと思います。富所委員お願いいたします。

富所委員

前回の審議会におきまして、最低限の要件として面積の要件、法的な要件、生活環境保全上の要件も必要ではないかということで、今日は内容的には同じ意味合いを込めてですけれども、もう少し広く、まちづくりという観点も必要だということのこのような3点からたたき台をお示しするようにということで宿題をいただいております。今日はそれについて5人でまとめましたたたき台をまず私から御説明をさせていただきたいと思います。

まず面積的な要件ですけれども、資料 10 - 2 - 3 を御覧いただきたいと思います。一般廃棄物処理基本計画の中で1日 95 t の焼却能力という数字が示されておりますので、その規模をクリアするために清掃工場を造るための面積がどのくらいということでございます。

上の四角で囲まれているところがございますように、合計面積 10,280 m²、約 1 ha が 95 t の焼却能力を有する清掃工場を造るときには必要だろうということでございます。ただ、この中で付帯施設の設置などを考えていきますと、同じ資料の下のほうに参考として、いくつか考えられるものの事例として挙げさせていただ

いております。そういったものを造る、あるいはそういったものを幾つか造るということも含めてですが、その分だけ 10,000 m²に面積が加わる必要があるということでございます。そういう意味で 10 - 2 - 4 に繰り返しの取上げ方をしておりますが、3 ページを御覧いただきますと、その最後に 13 として 10,000 m²以上の土地を確保できることということはそういう意味合いでございます。ここは本来、法律的な要件のところでございますので、11～13 は若干性格が異なりますけれども、あえてこの 13 のところに言及いたしますならば、この意味合いはそういうことだということで、そういう意味で先ほど B は 10,000 に訂正をとというお話が事務局からございましたが、最低限の意味合いを込めて B、そしてさらに付帯設備のことを考えるならば、その分がプラスされた面積の確保が必要だろうと御理解をいただきたいと思います。こちらが面積に関する考え方のたたき台でございます。

続きまして法律的な基準、どの程度のことをクリアしなければいけないのかというのを御説明申し上げます。10 - 2 - 4 を御覧いただきたいと思います。これにつきましては、戻って、お手元に 10 - 2 - 2 という資料がございますので、これは具体的に法律上の要件、特に建築基準法第 51 条のただし書きの関係で千葉県が考え方として示しているものを記載してありますので、こちらを適宜、御覧いただきながらお話をさせていただきたいと思います。

まず 10 - 2 - 4 の資料に戻っていただきますと、2 の基準の作成方針でございます。これについては御覧いただいたとおりでございますけれども、主だったところだけ簡単に御説明いたします。にございますただし書きを基本とするということが今申し上げたとおりですが、であえて A、B という書き方をしているところが幾つかございますが、これについては最低の基準は一番上に書かれている内容、例えば 3 の 1 を御覧いただければと思いますが、用途のことが書かれているわけですが、幾つか考えられる場合には A、B、C という書き方をし、基本的にはその中でより望ましい順番に並べてみてはどうかということでございます。これはいよいよ具体的になったときに、さらに内容を精査するときの一つの考え方として持っていてはどうかという意味合いでございます。これが A、B についての御説明です。

に面積のことは先ほど申し上げましたとおりですが、地形のこと、地権者のこと、これは法律上の要件ではございませんけれども、具体的に交渉を始めるに当たって、あるいは施設を整備するに当たって考慮しなければいけないことだろうということで一応この中で書かせていただいています。法的な関係基準の中に入れてしまったことが適切かどうか分かりませんが、こういうことも選定基準として考えておく必要があるだろうという意味合いで御理解をいただきたいと思います。

は経済性の問題ですが、今回はこの法令関係基準ではあえてこれに触れてはいないのですが、強いて言えば 2 ページを御覧いただきたいと思いますが、7、8 がございます。例えば 7 でしたら幅員 6 メートル以上の舗装道路ということですが、既存の舗装道路だけにこだわらないで、ある程度舗装されてい

るけれども全部ではない場合も考えていいだろうということで、これはどの程度を考えるかというのは強いて言えば未舗装の分が多ければ多いほど財政的な負担が高まりますので、そのときはより少ない負担で済むようなことを考えてはどうかということで、8も同様でございます。経済的な要件は一応今回考えに入れないうと冒頭申し上げましたけれども、7、8あたりは一応それとなくそんなことも考慮してはどうかということでたたき台をつくらせていただきました。

は先ほど申し上げましたとおりですけれども、あくまでも一般的な考え方として地権者の数だけで交渉がうまくいくかどうかということではもちろんないわけですが、一般的には地権者の数が少ないほど交渉しやすいだろうということとして、これは何人が適当かということでは必ずしもありませんが、そういうことも念頭に置きながら考えていったらどうかということでございます。実際にこの辺のところも審議会の中でこれから御議論いただければと思います。

こういった方針に基づきまして、個々に基準としてたたき台を示させていただいたのが3番になります。1～10までが法的な要件ということでございますので、順番に簡単に申し上げます。

1番の用途の問題ですけれども、ここでは工業系の用途と市街化調整区域というのが本文でございます。それにあえてCにそれ以外の土地も考慮に入れてはどうかというふうにわざわざ書かせていただいておりますのは、先ほど御覧いただきたいとお願いしました10-2-2の2ページの(1)の説明文が書かれている中で、なお書きのところにございますように、市が建設する場合には、野田市の場合には全域が法的には建設が可能だということがございますので、その可能性があるということならば、より望ましい順番としてはもちろん本文のとおりでございますけれども、10-2-4に戻っていただきまして1の本文のとおり最初の工業系区域内であることというところが本来の考え方でございますけれども、それにプラスすることとしてCを今見ていただいたような資料を基礎にしてあえて加えてはどうかということでございます。

続きまして2でございますが、これは御覧いただいたとおりでございますけれども、ここで誤解のないように簡単に御説明させていただきたいのはA、B、Cをあえてなぜ設けるのかということでございます。A、B、Cについてはこういう分類が必要かどうか、概ね100m以上であればそれで条件としては十分で、これを満たさなければいけない基準としてはいいわけですが、そういう意味でA、B、Cの分類が必要かどうかということがまず一つ御議論いただくことになろうかと思います。やはりある程度、距離についての考え方も整理したほうがいいというならば、このCは当然100m程度ということになろうかと思いますけれども、A、Bが、もっと細かく言えばきりがありませんけれども、こういうところも考えていただくということでございます。

2ページを御覧いただきたいと思います。3番は御覧いただいたとおりでございます。

4番につきましては、今、2のところでは申し上げましたことと同じ考え方でご

ざいます。分類の必要性があるかどうか、また、もし分類が必要だとするならば、その分類の中に 100m というのを頭に入れながら、さらにプラス上乘せをどういうふうにするかということを御検討いただければと思っております。

5、6 はそのとおりでございます。

7 については先ほど申し上げましたように、整備済かどうかというのは、これは舗装のための費用のことを念頭においてということでございます。

8 も同様でございます。

10 につきましては、先ほどの資料 10 - 2 - 2 の 4 ページの がございます。そのパーセンテージで言えば 5 % が一つの目安ということでございますので、これを念頭に入れて、また資料 10 - 2 - 4 の 10 の A、B、C はこの 5 % を念頭に置きながら分類が必要であるかどうか、必要であるならば同じようにどのような分類の仕方をするかということを是非この場で御審議いただければと思います。

11、12 については先ほど申し上げたとおりでございます。

また、13 については面積の要件のところでは申し上げましたとおりです。

最後に一言、当初、まちづくりの要件につきましては、本来ならば何かしらの提案をすべきだという議論があったのですが、実は、まちづくりというのは当然周辺地域の環境がどういうふうに置かれているかということで、そのまちづくりの仕方も当然、施設の整備、ハード面などはその典型ですけれども考える必要があるだろうということで、それについてはこの議論の中で、あるいはある程度絞り込まれたときに、当然関係の住民の皆さんなり、あるいは公募に手を挙げた方がいらっしゃれば、その方の御希望もあると思いますので、その辺も考慮しながら、まち全体として、野田市全体として、また審議会の皆さんが一致して納得できるような要件を考えていったほうがより現実的ではないだろうか。あまり一般論で言っても、先ほど申し上げたような理由で地域性が生かされないのではないかとということで、今回は三つ目の生活環境保全、あるいはまちづくりの要件と言ってもよろしいですけれども、それについてはあえてお示しをしなかったということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

立本会長

ただいま職務代理が示した件は、我々がたたき台として出した点でございます。これについて皆様からの意見を頂戴したいと思います。その前に、各委員の方から御提案が提出されておりますので、説明をしていただきます。

松島委員

二つの項目に絞って説明したいと思います。一つは、場所を選ぶ場合に、当然機械的に南北半分あたりとか、交通幹線の具合だとかの基準があるでしょうが、人口密度のバラツキ、それに連動したごみ集積場などを十分勘案して、基準を選定してもらいたい。

二つ目は、公募要領に 3 点を盛り込んでいただきたい。一つはこの新清掃工場

が単なる工場というイメージではなくて、まちづくりというコンセプトと、迷惑施設ではなくて誘致したい施設とか、そういうイメージチェンジを図っていただきたいということをアピールする必要があると思います。

二つめは、循環型社会のさらなる推進ということが空手形にならないようなイメージ、できれば楽しくなるような、人との交流の場だとか未来の子供たちの教育の啓発の場だとか、いろいろな要素を多角的に盛り込んだもの、そういう一体でやるというものを盛り込んでいただきたいと思います。

三つめは、ごみ処理基本計画でのごみを 30%削減しようということをうたっているわけですが、行政、市民上げてごみ減量を達成しましょうということも盛り込んでもらいたいと思います。

平井委員

ごみ焼却場の施設を何か所か見学をさせていただきましたが、面積は3丁以上必要と考えております。また、リサイクルセンターと清掃工場を一体のものと考えて近くに建設をするととても便利ではないかと思えます。また、財政面の厳しいなか、市有地で使えるところはないものかと提案させていただきました。

横張委員

新清掃工場建設に当たり、複数の候補地が決まると思いますが、どの地区に決まるにしても、なくてはならない施設と理解しています。迷惑施設という観点から、絶対に地元との話し合いの最後に、了解なしには建設しないということを定めていただきたいと思います。

江原委員

工場建設候補地選定基準の計画ですが、基準で一番大切なことは住民の健康と安全ですから人口密集地でない、住民の少ないところを選定する。半径 800m から 1,000m 以内に食品工場関係、小学校、中学校、幼稚園、病院等のない場所を選定する。稼働期間を 15 年とする。必要面積が確保できること。搬出入路を 6 m 以上の舗装道路があるか、または造れるか。野田市の土地が市街化調整区域にする。これらの項目を挙げています。稼働期間以外は大体網羅されていますが、住民の健康第一を絶対的なものとして項目として掲げないといけない。また、候補地を選定して環境アセス、複合公害とか排ガス、振動、騒音等は第三機関に依頼しますが、審議会としても責任があるので、審議委員の立会のうでで測定することを提案します。

環境部次長兼清掃計画課長

今の御発言の中で、周辺住民に健康被害があるかのように取られる方もいらっしゃるかと思うのですが、今、野田市には清掃工場とクリーンセンター、二つの焼却場がございますが、いずれのところからも健康被害という報告は受けており

ませんし、この委員の中にも環境保全協議会の委員の方もいらっしゃいます。そこへも年2回報告しておりますので、もし誤解がありましたらいけませんので、健康被害は出ていないことを御報告させていただきます。

平井委員

今の事務局からのお話は、今までは被害がなかったということですね。

環境部次長兼清掃計画課長

もちろん今の清掃工場とクリーンセンターからは、そういう被害はありませんでした。これから皆さんに御議論いただくことについても当然、選定基準と場所が決まってからいろいろ決めていただくのしょうから、そういうことはないのではないかと考えています。

長南委員

健康問題は当たり前のことです。それ無しには造ることも運営もできないわけです。それを念頭に、新しいものを、前提から外れないものを造っていかうように理解をすればいいのではないかと思います。

立本会長

この件については、今後とも健康であるということが前提になるわけですから、特にこの場で審議は進めないことにいたします。

古橋委員

我々は企画の段階でかかわっているわけですから、迷惑施設というマイナスイメージではなくて、水と緑と多様な生物が群がる市民の憩いの場というプラスイメージで表現をしました。こういったイメージで取り組みたいと思います。また、理念としては、信頼とか触れ合いとか共生、学びが生まれるような設計コンセプトで取り組みたいということです。

2番目の選定の要件、県の建築基準法第51条のただし書き許可基準の上乗せ基準みたいな形で記載させていただきました。用地面積は2ha以上、教育施設、医療施設までは500m以上、その他、電波障害が発生しない、災害が発生したときに影響が考えられないことなども配慮すべきだろうと思います。今回の東日本大震災のことも含めて、想定外でしたなどということにならないように、今、企画の段階できちんと考えるべきことは考えておきたいと思います。

3番に、複数候補地を比較評価しなければならないことが当然考えられます。用地選定の要件をどういう重みづけをするかということがとても大切だと思われる、項目ごとに重要度で順番の重み付けの係数を設定して、さらにその中の施設ごとの評価値を掛け算して得られた値の全項目分の合計値をもって最終的な比較選考をするということで、値が最も高いところを最終選定値として決定するよう

な方式を取らなければいけないのではないかと思います。

4 番目には、環境への配慮、緩衝地帯、広報、研修、交流施設、余熱利用施設、予備スペースとかにも配慮して詰める必要があるだろうということです。また、付帯施設も当然入ってくるでありましょうし、この辺も勘案しなければいけないので、1 回の審議で絞られるとは到底思えません。

長南委員

重なるところは省略させていただきます。一つは、今までの迷惑施設ということではなくて、新清掃工場施設が誘致したい施設というイメージをまず打ち出すことが必要だと思います。これが地元との話し合いのハードルを下げることになるのではないかと思います。後に申し上げますように工業系という用地は恐らくないのではないかと考えています。したがって調整区域になるのではないのかということ的前提にこういうイメージをしております。広い公園の中に清掃工場の施設があるというイメージです。その公園的な清掃工場の周辺には、民間がやっていただければありがたいのですが水田型の市民農園があって、そういうところに来た人も清掃工場のトイレだとか水だとか、例えば人が集まればお茶を飲むような場所も必要だろうということで「つくしんぼ」の出店というのもイメージさせていただきました。そういうイメージで施設の設計をしていただければありがたいと思っています。

そこで必要な面積ですけれども、公園の中に施設があるということになれば、やはり最低 3 ha 以上は必要だと思います。野田市の清掃工場は、実際に使っている敷地面積は 20,500 m²です。広いなと思っても昔の清掃工場がそのまま放置されているところも含めて 37,000 m²ぐらいですから、やはり今の清掃工場のたたずまいを見ると 20,000 m²では公園の中に施設があるということにはならないのではないかとということで、もちろんこれは財政と土地の許す範囲ですけれども、そういう面積も考えたということです。

2 の は、工業系用地では前回行き詰っていますし、あればいいのですが、ないだろうということで、調整区域に限らせていただきましたが、条件によりますから、絶対だというふうに思っているつもりはございません。

の学校や保育所の敷地境界から云々ということですが、これは民間の基準の当初 300m というのも考えたのですが、実際にそういうところがあるのかどうかは私は分かりませんので、これは離れていれば離れているほどプラスする加点方式として、最低は民間の 2 倍を基準の 200m の線を引かせていただきました。ただし、住宅についてはポツン、ポツンと建っている場合もありますので、少なくとも前回の基準のように 100m 以上離れているということを前提にして、200m 離れていなくてもその住民の方から同意を得られればこの限りでないという形にさせてもらいました。

の搬出道路ですが、これは今日、学識経験者の皆さんが出された案でも、必ずしもそうされているとは限らないと書かれていますので、舗装されていない道

路を舗装するということも、いわゆる地元還元策ということの視点からも考えられるのではないかと考えていますので、舗装されていなくても構わない、ただし舗装されている場合は1点加点をする加点方式です。

、運搬効率がよいことということで、市域を3分割いたしました。旧関宿地区、南部・福田地区をそれぞれ分けまして、それ以外を中心部ということにしまして、周辺部を1点、中心部を2点という形にさせていただきました。

の法律や条例の制約があって云々ということですが、例えば農業振興地域に一部掛かるというところ、または丸々掛かるというところも、手続きによっては解除が可能だと思っていますので、ここも制約がなければ2点とするということで、面積についても増えれば増えるほど点数を上げましょうということで提案させていただいております。

瀧委員

この建設選定基準案は皆様の言われていることと事務局から出された案は非常に近いところにあると私は拝見させていただきました。ただ、何点か気になるところがありますのでお話をさせていただきます。

まず、建設候補地選定の基本的な考え方の中の ①の候補地の抽出の話ですが、公募というのは自らが手を挙げるわけですから特に問題ないだろうと思いますが、委員推薦というのはどうなのだろうかと思います。学会の中で何度か話がありましたが、最終的に村八分にあらうという事例があります。そういうこともありますので、できましたら委員推薦というのは外したほうがよろしいのではないかなという気がいたします。事務局は少なくとも野田市を熟知しているわけですから、そういう意味で事務局がそのあたりを全部整理していくという形のほうがよろしいのではないかと思います。そうしないと、あとでこの委員の方々とそれ以外の方々の間に亀裂が起こるということがあってはいけないのではないかなと思うわけです。職務として事務局が整理していくことが大切なのではないかなと思います。

もう一つは、基本的な考え方の中で、「少なくとも民間がごみ処理場を建設する場合の要件よりも厳しくすることを基本とします」これはあまり適切な文章ではないのではないかなと思います。「民間に範を示すようなものにする」という表現ではないといけないのではないかなと思います。少なくとも公的な事業ですので、公的な事業を見習って民間が動いていくわけですから、そういう民間の例になるようなものに持って行かないといけない。これですと民間と競争するという表現になっているので、この2点について私は気になっておりますので、事務局を中心に御検討いただければと思います。

鎌野委員

事務局への質問になると思いますが、お話が出た資料 10 - 2 の建設候補地選定の ② ですが、公募をして選定基準を満たす適地があればそれが候補地となるということなので、それは候補地として決定ということではなくて一応残るというこ

とで、一つも応募がない場合、それはここに書いてあるような、今、委員推薦云々という御意見が出ましたけれども事務局が抽出するという手続きになっていますが、こういう場合には基本的には公募がないので、ここで言う委員推薦とか事務局ということになるかと思うのですが、公募によって候補地が出てきた場合にはそれを比べるという理解でよろしいのですか。ですから最終的に応募のものと、応募はあるけれどもよりよい候補地ということで、例えば事務局などが提案をする、あるいは場合によっては委員の意見を聞くという理解でよろしいですね。ですから応募があればそれで終わりというわけではないですね。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

公募の要領案をまだ御説明させていただいていないのですが、公募の要件として、土地所有者が応募する場合には地元自治会の同意が得られていること。自治会か土地所有者が応募権利者になるわけですがけれども、自治会には地元の自治会が応募する場合は土地所有者の同意が得られていることということで、厳しい応募の要件を課しております。地元の同意が得られての公募という形ですので、これについては公募があった場合には公募を最優先ということで、この選定基準を満たす適地がない場合というのは公募があったのだけれども、選定基準とかかけ離れていて、これは適地では全くないという場合には、それはいくら公募があったからといっても無理だろうということで、基本的には応募があればそれを優先して選び、その適地が全くない場合に委員推薦又は事務局がという形で考えております。

鎌野委員

そうするとまさにこれが選定基準とかかわるので、選定基準については今いろいろと各委員から御意見が出たということでこれから審議するということですがけれども、今のところこの選定基準ではどちらかというと土地所有者の同意、周辺自治体の同意という、ある意味では形式的な、もちろん法令に乗っ取ってなくてはいけませんが、どちらかというと形式的な要件ということですね。ですからそれは満たしているのだけれども、もっといいところがあるのではないかとすることがあっても、それはそれで公募があれば基本的にはそれで決定しますという理解でよろしいですね。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

ここで言っている言葉の意味の選定基準はこれから御審議いただく選定基準なのですが、そもそも公募の前提条件として同意とか、面積についてはこれから御議論いただくわけですがけれども要件があります。かなり地元にも土地所有者の同意とか、土地所有者であれば地元の同意を取ってから応募をということの労力をお願いします。これについては、地元との合意というのが一番今後の大きな課題でもありますので、これを取りつけて、考え方から言っても自分のところに誘致

してくれというようなところは優先してやっていって、まちづくりという観点からそれを優先するのがいいのではないかという基本的考え方で、公募があればそれをまず優先して考えて、どうしても委員の皆さんがお決めになった選定基準とあまりにもかけ離れて、これは適地とは言えないという場合だけは、適地がないということで次の段階に進ませていただくという意味でございます。

鎌野委員

基本的には私もそれに賛成でございます。若干各委員から伺った御意見などで私なりの意見を申し上げたいと思います。

各委員の御意見はもつともで、どの案も感心して聞いていたところです。その上で若干法律を専門としている者から、反面法律的に、反面は法律的でない議論を申し上げますと、先ほど富所委員から御説明いただいたのは、基本的には法令上の基準ということで、少なくともそれに乗っ取って、そしてそのハードルもより高いものにしようということですが、各委員からはそれ以外にいろいろな選定基準として要素があるのではないかという意見があります。資料 10 - 2 - 4 は 13 までしかございませんけれども、各委員から出された御意見を 14 として、その他こういうことなども考慮するというようなことで、13 までの基準とは適度に柔らかな基準として、搬入の効率性の高さ、土地の取得の財政面、周辺の地域の状況、景観、埋蔵文化財、地震の問題に関して、地盤の問題、災害に強い土地なのかどうかということということも配慮すべき一つの要素になろうと思います。また、公園的な清掃工場を造るに当たって、その実現可能性等々を一要素として配慮するということがよろしいのではないかとということでございます。

それからもう 1 点は、これならば自分の土地を、あるいは我が自治会も協力していこうと、清掃工場をここに誘致しようじゃないかというインセンティブが働くような公募要領は非常に大事だろうと思います。もちろん十分な情報公開、情報提供をして、十分な説明ということを前提にした公募要領を作ることが大事だと思います。

立本会長

ここで休憩します。

10 分休憩

立本会長

それでは再開します。

恵委員

皆様の御意見を拝聴しておりまして、具体的に清掃工場用の土地を想定する場合のメニューが多様に御提案されたと思います。これまでの検討の流れの中から

は、土地をどのように考えるかという考え方の御相談が進んできた中で、御提案のあった内容も踏まえて共通に考えますと、基本となる自区内処理のために、私たちの市域にまず清掃工場を造るのであって、その自区内処理の最適な位置を決めるということです。その機能としての清掃工場に何をプラスするかというところがいろいろな御提案にあったと思います。何をプラスするかの際に、江原委員から御指摘があったように、健康優先が大前提ですよということになると思います。

私の一つの考え方ですが、極論と思って聞いていただきたいのは、例えば野田市全体から見て、野田市にない自然的な要素は何かと思うと山がないという極端なことを思うとします。そこに山があって見晴らせるのだけれども、その山の下は清掃工場であるとか、極端に言えばですが、そういう意味で新しい拠点なり名所なり、お金のことは、今は度外視していますが、更に20年後、25年後の次の世代にとって、この清掃工場は単に老朽化した廃墟とするのか、今回一生懸命頑張ったので、気がつくとも機能として少し入れ替わりはあるけれども、何かそこに山が残ったとか、長南委員がおっしゃるように大きな公園が残ったとか、古橋委員がおっしゃるように50年たつとこんもりした森になったとか、何か併せて少し残って行くものを将来的に考えて、今私たちが出している処分しなければならぬものの処理の仕方については30%減量していくのですけれども、場合によっては時代が変わって違う処理方法や持ち込み量の変化などもあるかもしれませんので、そこはとても大ざっぱな夢の話として、そういう前提まで想定した議論がいつか必要かと思います。

この中で緊急的に考えなくてはいけぬのは、基準としてどんな土地がいいでしょうねと皆さんにお諮りする公募要領に、今は法律的に必要なものを載せるという御提案があとであると思いますけれども、それに対して、こういう条件、こういうメニューだったらうちの自治会でも考えようかという、そういうアイデアを皆さんがわかせていただけるような、そういうメニューを出せるのであれば、それは例として、こうです、こうですと決めるのではなくて、こういうことを考えて誘致したいと思っていただけるような、そういう素材出しというのはひとつできるのではないかと思います。

その案として出すのに今回の公募というスケジュールが間に合うかどうかということと、実際に差し迫っている事柄をきちんとクリアできるかというところが今考えどころなので、あとで説明があるような公募要領に何か加えるかどうかという書き方ですが、そこに一つ追加事項として皆様からの御指摘の項目を入れたらいいのか悪いのか、その辺の御判断をいただくといいのではないかと思います。

二つ目に、とにかく最初にいわれるイニシャルコストとして何か設備投資します。そしてそれを今度ずっと維持していくランニングコストが発生します。それと同じ考え方で、清掃工場が立地しているエリアにとっては建物があるだけではなくて、毎日搬入、搬出の車両がありますので、その車両を快適な要素にどう変

えられるか。その車が通ることの何か意味を最初にさらに持って行けるかどうか、抽象的ですが、そんなことも併せて検討しなければいけないと思います。

3点目は、本来人工物でハードの施設を造るわけですが、その周辺への焼却施設から大気を抜いていったりする、そこで気になるということであれば、周辺の自然環境に力をどういうふうに発揮してもらうか、主に言えば緑か水面かというところですが、そういう自然系の要素の組み合わせもやはりいろいろな力を持っていますので、植物が持っている力とか、物質を吸着する力とか分解する力がありますので、そういうことも含めた環境の想定というのをやっていく必要があるのではないかと思います。根拠としていろいろデータはつけなければいけないのですが、そういう意味で皆様の御意見が非常に多岐に渡っているのでそういうメニューを出したらどうかという意見です。感想になってしまいました。以上です。

立本会長

ありがとうございました。委員の皆様の意見を聞きながら感想等を述べていただいたわけですが、先ほど私が資料10-2、建設候補地選定の基本的な考え方というところで、御了解していただいたかどうかということで、御了解していただいたということで案を取るという話をしました。ここで、これをその後委員の方からまた建設的な意見をいただいたので、それをこれに組み込んで、もう一度新たな基本的な考え方を示すということにさせていただけないかどうかということをお聞きわけですが、いかがでしょうか。

例えば「判定の基準は少なくとも民間がごみ処理場を建設する場合の要件よりも厳しくすることを基本とします」というようなところを「選定基準は民間の模範になるような選定をすることを基本とします」というような文言に変えることだとか、そういったことをもう一度整理させてもらって、次回に再度示すということにさせていただけたらと思ひましてお願いしたいのですが。

長南委員

今のお話ですが、今そういうことで範を示すというのはやはりそういう表現のほうがいいと思いますが、これをまた次回に先延ばししないで、整理できるなら今日詰めておいたほうがいいと思います。この基本的な考え方を決めないと次の選定基準に入ったり、公募の要領を決めるわけにはいかないと思います。

江原委員

長南委員の言われることもごもっともなのですが、ここは非常に重要なのです。これがある程度たたき台の基本になってくるので、これはみんなの意見等が出ている中で、これに盛り込んで会長が次のときまでにやりますということは、次に時間が伸びたとか伸びないとかそういう問題ではなくて、基本的に大切なことは時間をかけてもいいと思います。いつまでにこれを決めなければいけないというのは審議会では誰も決定しますということとはしてないはずですから。あくまで

の審議会で決めることが重要なのです。だから事務局は確かに時間がないということと言われるけれども、事務局云々ではなくてあくまでも審議会で決めたことが重要なのです。ですからここは重要なので会長と言われるように今までの案を盛り込んでやっていただいたほうがいいと思います。

竹内委員

基本的な考え方はあくまでも基本的な考え方で非常に大枠なわけです。それを今会長がいろいろな方々の意見を聞いた上でもう1回これを練り直したいということですが、ここまで練り込んであるわけで、今この場できちんと決めれば済むのではないかと思います。

小倉委員

基本的な考え方をきちっと示さなければ先へ進められませんので、いろいろな今の御意見を踏まえて、1項目ずつこれでいいのかどうか精査をしていただいたほうが良いかと思います。

富所委員

会長の真意をもう一度私からお伝えします、先ほど決定をしたことをもう一度見直したほうがいいという根拠は具体的には三つあります。ですから逆に言えば三つ以外にあればまたそれを加えて、その三つが整理できれば逆にこれは決められるということだろうと思います。何をもう1回整理をし直さないといけないと考えている三つを申し上げます。まず1点目が、先ほど会長がおっしゃった民間の範になるようにするという文言、これは表現はともかくとしてそういうことが一つ。

二つ目が、先ほど公募の場合、公募の取り扱いはどうなるのかというお話がございましたが、それについては優先的に取り扱うということになりましたし、また、皆さんがそれでよろしければこれも整理が可能かと思います。

もう一つは、委員推薦は地元との人間関係をいろいろ難しくするので、委員推薦はいかがだろうかということがございましたので、委員推薦の扱いをどうするか。基本的にはそういったリスクも負って委員が推薦をするということだろうと私は思っておりますけれども、皆さんがどのように考えるかによって、極端に言えば委員推薦という言葉は削るという必要が出てくるかもしれません。この三つが整理できれば、とりあえず具体的な整理ができると思います。そういう意味でその三つの整理のために時間が必要ではないかという趣旨ですので、この場で三つについて、少なくとも最初の二つは基本的には異議がなければ委員推薦の取り扱いをどうするかでペンディングする理由はなくなっていると思います。

立本会長

職務代理に述べていただいたのは、その点は文言を変えて御了解していただく

ということならば、今、事務局で、修正ができるでしょうか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

民間に範を示すということについては、打ち変えというよりはその趣旨に沿ったものを、ここで御了解いただければ次にこれを入れた形の文章をお示しすることで御了解いただければと思います。

公募の取り扱いについては、もう少し分かりやすくということであれば、その趣旨に沿ったことを次回までに直しますけれども、考え方としてはここで決めていただいても差し支えないのではないかと考えています。

委員推薦については、やるかやらないかを決めていただければそれに沿って直させていただきます。

富所委員

せっかく具体的に進めようということなので、文書についても一応大きな1点目は先ほど会長がお話になったように、選定基準は民間がごみ焼却場を建設する場合、その模範となるような選定の仕方をする。それを基本としますということ。それから2点目の の公募については、公募の結果、それが選定基準を満たしている限りにおいては候補地として優先的に取り扱うことにする。これが趣旨としてです。三つ目がこの委員推薦の扱いをどうするかということで、1点目、2点目は文書上、基本的にはそういう表現でよろしければ、またこれで基本的にご了承いただければ文書の精査は会長に一任していただくということでよろしいかと思いますが、その辺のことも提案させていただきたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

瀧委員

「民間」という言葉は使わないほうがいいと思います。「同様な事業」でよろしいかと思います。この事業は公共事業ですので、そういう意味合いも含めて、少なくとも個人の私企業と対抗するようなイメージを持つような表現はやめたほうがいいと思います。

富所委員

1点目については、今の趣旨で改めてまとめさせていただければと思います。

小倉委員

富所委員さんから御説明がありましたけれども、先ほど会長さんがおっしゃったようにきちんと精査して示してくださるのか、今ここで仕切りをするのか、その辺が不明瞭なのできちんと話してください。

富所委員

申し上げた趣旨でよろしければ、文書については一任させていただき、基本的にはこの案を取るというふうに提案したいと思って発言させていただきました。

江原委員

1点1点了承を取ってやっていったほうがいいと思います。

長南委員

文章の精査についてはお任せして次回に回すということでもいいと思うのですが、今どうするかということを今決めるのか次に決めるのかというのは、この委員推薦の取り扱いだと思うので、もう1点1点やらないでこの委員推薦をどうするかということを議論していただければいいと思います。

立本会長

委員の推薦をどうするかというのが問題になっているわけですが、この点をどういたしましょうか。委員推薦をするとトラブルがあったときに問題があるのではないかという意見がございました。職務代理からは、そういったことも考慮して推薦をしてもらうという意見はどうかという意見が出たりしていますが、皆さんはどうすればよろしいでしょうか。

知久委員

極力この委員推薦はやめたほうがいいと思います。関宿で、村八分が生じたという事例があるので、公募のできるのであればそれがいいと思います。もし公募がないのであれば行政のほうで何とかするのがいいのではないかと思います。

もう一つ、隣接地というのがありましたが、あれは正確に言うとクリーンセンター及びその周辺ということで、大体半径500mということです。

高梨委員

委員推薦はやったほうがいいと思います。

小倉委員

公募というのはきちんと地主とか周りが明確に、そして公にきちんと応募をするということですので、これが一番いいわけですが、今のいろいろな御意見を勘案すると、委員推薦の部分においては最後に括弧をつけて示すという形はいかがでしょうか。

大柴委員

委員推薦についてはあくまでも最後の形という形にとどめておくべきかと思います。やはり公募という形を優先して、それでもなければ課税資料等に基づいて

事務局が調べ、その中で案を選ぶという形が一番適切かと思います。

小俣委員

委員推薦について何か誤解があるような気がします。委員推薦というのは、例えばわれわれ知らなかったけれども適地があるのならアドバイスの的に教えていただけたらありがたいという程度の委員推薦だと思います。各委員に、皆さんそれぞれ土地を推薦してくださいなどということではないので、それほど重く考えることなく、このままの文章で構わないと思います。

松島委員

「委員推薦または」というのをやめて「事務局は、委員からの推薦地情報を含め課税資料等に基づいて抽出する」とか。あくまでもあんな土地があるよ、こんな土地があるよ、あそこがいいのではないかというようなことを事務局に情報を流して、それを含んだ上で事務局は地主さんにあたるなり周辺が基準に合っているかどうか探すということで、事務局の一つの情報として取り込む、そういう文言にすれば落ち着くのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

高梨委員

委員推薦についてはいろいろなやり方があると思います。紙に書いて箱に入れて、文言だけを書いて名前を書かずに入れるというのも一つだし、いろいろなやり方がある。場所を選定するということについては委員の案はいいと思います。やり方を考えればいいと思います。

富所委員

最終的には案として上げたものの責任の所在が事務局にするのか、名前を挙げるかどうかは別として委員の中からの推薦の案件ですとするのか、整理をきちんとしておけばよいと思います。流れとしては最終的な案の提案の責任は事務局が持つということだと思います。情報提供は委員の方もできる限り努力をするということならば、皆さんの合意に近いと解釈しますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古橋委員

基本的な考え方の ① に、複数候補地の選定に当たっては云々と書いてありまして、各候補地が適正に評価、あるいはそのあとで総合評価をし、と言葉が並んでいるのですが、中身的にはどういうことが適正な評価なのか、どういうことが総合評価なのかということの具体性が全くないので、この辺を委員推薦もさることながら早急に詰める必要があると思います。私が提案した資料に書いた複数候補

地の比較評価方法という重みづけをしたらどうかということで、そういうことの物差しをまず作ることの大切さを感じます。

立本会長

古橋さんの意見につきましては、今後詳細に内容を詰めていきたいと思います。私といたしましては、候補地の抽出はまず公募により、その公募のあとに括弧をつけて、委員の推薦も含む、で募集し、公募の結果選定基準を満たす適地がない場合は委員推薦または事務局が課税資料等に基づき抽出することといたしますと、いうようにさせてもらえないでしょうか。

小室委員

文言にこだわりたい。公募と推薦、事務局の抽出は次元が違うと思いますので、その辺はしっかりと整理した文言にしたほうがいいのではないかと考えます。

富所委員

公募の件は「公募の結果、その地が選定基準を満たしている場合に限り候補地として優先的に取り扱うこととする」ということで一つです。それから「課税資料等」のうしろに入れるのか、前にするのはありますけれども、委員からの推薦情報、委員からの推薦は事務局がそれを受け止めて抽出をする作業に使うという趣旨でございます。

長南委員

委員情報については、委員情報も含めて事務局が課税資料等に基づき抽出するという意味合いだということで合意をしていただいて、次回文章として提出してもらって最終確認をすることでいかかでしょうか。

立本会長

次回に整理して皆さんにお示しいたします。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

先ほど知久委員から基本的な考え方の の隣接地についてのお話がありました。これは協定書をよく確認させていただいて、適切な文言に変更させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

立本会長

事務局のほうで公募要領のことについて説明をしてください。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

公募要領について御説明させていただきます。公募要領は、最初に申し上げま

したとおり、事務的な部分のみについて最低の部分を記入したということで御了解いただきたいと思います。今議論になっているような、まちづくりの観点から基本的な考え方の中に入れていくのかとか、地元の還元対策の関係をどう書き込んでいくかについては今後、御議論をいただきたいと思います。

まず、施設設備の基本的な考え方については、今建替えなければいけないが喫緊の課題だということを言って、審議会のほうで公募するという方針が示されましたので公募するというような内容になっていますが、ここにはどうやって書き加えるかという御審議をお願いいたします。ここで、誤字の訂正をお願いします。1の下から4行目、「野田市申請清掃工場」と「申請」という字になっていますが、これは「新」の間違いでございます。

公募内容ですが、応募要件として1ha以上の用地面積が確保できることとしております。1haというのは、千葉県の基準からいくと、清掃工場本体だけで賄える最低の用地という考え方ですので、応募のときにこの1haでいいののかも御議論をいただきたいと思います。

として土地所有者が応募する場合は、地元自治会の同意が得られるということ、地元自治会が応募する場合は土地所有者の同意が得られていることということで、お互いに了解の上で応募していただきたいという趣旨でございます。

候補地が複数の自治会にまたがる場合には両自治会の同意が必要ということ、所有者が複数の場合も同様のことになります。

応募方法については土地所有者及び地元自治会が応募していただくということで、複数にまたがる場合には連名という形になります。

応募期間は2月15日から同年3月31日までとなっておりますけれども、まだできておりませんので、この2月15日は無理です。3月3日に次回がありますので、ここでまとめていただきましたら3月15日の市報に載せて公募を開始したいと考えておりますので、次回はそのような形でお示ししたいと思います。ですから公募期間については3月15日から4月15日の1か月間程度を考えております。応募書類等についてはここに表記のとおりであります。応募書類の入手方法としてはホームページに当然掲載しますので、そこからのダウンロードの他、各地の公共施設に配置していきたいと思っております。

候補地の選定方法ですけれども、ここに選定基準は書いてありませんけれども、選定基準ができた段階で当然こういう選定基準に従って公募しますということで考えておりますので、選定基準ができない限り公募も始まらないということで御理解をお願いしたいと思います。

(閉会)

立本会長

ただいまの基本的な考え方、内容等については次回詳細に議論をさせていただくということで、今日は終わりにしたいと思います。第10回審議会の議事録署名委員は、知久浩委員と横張一郎委員にお願いしたいと思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

次回審議会の選定基準の資料の出し方ですが、今日たたき台としてお示したものはそのまま基本になると思うのですが、例えば1のところ調整区域に限るという御意見を長南委員からいただいておりますので、他にも各委員から意見をいただいたところもありますので、この辺は例えば1でたたき台があって、それに対してこういうようなというA、B案というような形で対立しているところ、あとは具体的に数字を入れる必要があるところは少し入れた案で1案、2案という形で複数案を示すような形で審議をするということによろしいでしょうか、それから14などいくつか追加ということで御審議いただくという形の資料をつくりたいと思いますので、それをお諮りいただきたいと思います。

松島委員

異議あります。今日13項目の重要提案がありまして、訂正とか数字とか示されたけれども、これをもとに1点1点意見を出し合って、集計していくとばかり思っていました。古橋委員や長南委員、江原委員が何mとか出されましたけれども、他の方は具体案を出していません。今日の趣旨は理解できたはずですから、それぞれの数値を皆さんが事務局に送って、それを事務局で集計して次回資料として出していただき、これをもとに論議すると、みんなの意見が反映されているわけですし、短時間で済むと思います。どうでしょうか。

江原委員

今の意見でいくと、それもある程度はいいかと思いますが、インターネットなどでやるのであれば審議会でやっている意味がないですので、次回に先ほど言われたように14項目をある程度まとめて、5～6件あったら17、18、19といくのかもしれませんけれども、それを出してもらって、ここでいう概算の選定基準、たたき台をこれでいいか悪いか、それを審議会で1点1点決めていけばいいのです。

立本会長

大切なところなので1件1件押さえていきたいと思っています。

長南委員

松島委員が言われたのは、学識経験者のほうからたたき台が一つ出まして、委員の5人から同じようなことが提案されました。では他の人たちはどうするのですかと。今事務局が言ったのは、今出ているものを一つの表にまとめて違いや同じ形が一目で分かるようにして次の議論の資料にしたいということで、松島委員が心配しているのは、他の出していない人で出したい人もいるのではないかという話だと思うのです。ですから、提案の締め切りをきちんと決めた上でまとめて

もらえばいいのではないかと思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

2月20日ごろまでに御連絡いただければと思います。

立本会長

2月20日までに事務局にその旨の提案を出してください。以上で、本日は終わりにしたいと思います。

この会議録は、発言の主な部分を要約して記載しております。

建設候補地選定の基本的な考え方

建設候補地の選定は、市民が納得する客観的な基準（候補地選定基準）に基づき行われなければなりません。

このため、候補地選定作業は、次の事項に留意しながら進めることとします。

建設候補地は、全市域を対象とします。ただし、現野田市清掃工場の建て替え並びに隣接地での建設は行わないこと、また、関宿クリーンセンターの建て替え並びに古布内字山坪、古布内字堀之内、桐ヶ作字前山、桐ヶ作字久保地区での建設は行わないこととします。

選定基準の設定は、特定の土地を想定して設定するのではなく、純粹に新清掃工場の建設候補地として最適な立地条件を、基準として設定することとします。

選定基準の設定は、事業者が同様の施設を建設する場合の模範となる要件となることを基本とします。

候補地の抽出は、まず公募により募集し、公募の結果、その土地が選定基準を満たしている場合に限り、候補地として優先的に取り扱います。選定基準を満たす適地がない場合、事務局は委員からの推薦情報を受けるとともに、課税資料等に基づき抽出作業を行うものとします。

候補地に対する選定基準による評価は、事務局が仮評価し、審議会において決定することとします。この際、事務局の仮評価に疑義のある候補地については、事務局に対し、再評価を命じることとし、会長又は職務代理が再評価結果を確認し、審議会に報告することとします。

複数の候補地の選定にあたっては、審議会による現地視察を実施し、各候補地が適正に評価されていることを確認した上で、総合評価をし、選定することとします。

新清掃工場建設候補地選定基準（案）

今回のたたき台は、前回お示しした『たたき台』の説明を明確にするとともに、『たたき台』と異なる意見のある項目については、意見、対案の形でまとめました。また、『たたき台』にない項目につきましては、新たに案として提示いたします。

選定基準案については、まちづくりの視点に立つこと及び各基準はすべて満たすことを前提にして取りまとめました。なお、ランクについては、次の区分としていますが、AからCの評価割合及び各項目の評価比重（例えば1のAは10点、2のAは5点）などについては、今後審議することになります。

1 都市計画区域の区分等について

たたき台	案
工業系用途地域（工業専用地域、工業地域及び準工業地域をいう。）又は市街化調整区域内であること。	市街化調整区域内であること。
A <u>工業系用途地域内</u> の土地であること。 B <u>市街化調整区域内</u> の土地であること。 C <u>上記以外の地域内</u> の土地であること。	A 市街化調整区域内の土地であること。

< 委員からの意見 >

委員名	意 見	理由等
江原	野田市の土地か市街化調整区域内	野田市の土地で住民の少ない場所。例えば、ゴルフ場の広大な内に建設する。 調整区域内の人口密集地域でない場所を候補地選定したい。 工業専用地域は、工業の業務の利便増進を図る地域のため候補地から外す。
松島	たたき台のとおり。	妥当と考える。
古橋	公有地又は市街化調整区域	人口密度が低く広い用地という基本要件を考慮
長南	市街化調整区域	工業系は前回行き詰った上、近隣に民家等が存在 工業系では面積確保が難しい。 単なる清掃工場建設にとどめず、迷惑施設のイメージを変える市民の憩いの場として、新たな街づくりをしようとするかなりの面積が必要と思われる。
平井	野田市が持っている土地を利用できる方法はないのか。	住民の税金を大切にするため。
柳	市街化調整区域	工業団地は税収と雇用の拡大等を目的としており、清掃工場とは矛盾する。 （注）工業用途地域 工業団地
那須野	たたき台のとおり。	他の立地要件の選択範囲を広く検討可能とし、市全地域で他の条件も入れて総体的に検討したい。
小室	市街化調整区域	住宅に隣接している工業系用途地域が多いと考えるため。

笹木	市有地又は市街化調整区域	土地の有効活用 工業系は面積確保が難しい。
----	--------------	--------------------------

『たたき台』が、市内全域を対象としつつ、工業系用途地域、市街化調整区域、その他の地域の順に優先順位を位置づけたのに対し、6人の委員から、工業系用途地域を除き、市街化調整区域に限定する意見が出されました。

市の普通財産（利用目的のない市有地）の内、最も面積の大きな旧専売公社跡地でも7,524㎡と1万㎡に足りず、市有地の活用は困難な状況です。

2 住居、一団の住宅団地との距離について

たたき台	案		
工業系用途地域内の土地又は市街化調整区域内の土地について、その敷地から工業系用途地域を除く用途地域が指定されている区域又は市街化調整区域の一団の住宅団地までの距離が概ね 100m 以上であること。	たたき台に同じ。	200m 以上	住宅までの距離が 100m 以上であること。
A ○○m 以上であること。 B ○○m 以上であること。 C 概ね 100m 以上であること。	A 200m 以上 B 150m 以上 C たたき台に同じ。	A 700m 以上 B 500m 以上 C 200m 以上	A ○○m 以上 B ○○m 以上 C 100m 以上
(注 1) 一団の住宅団地は 5 棟以上のものをいう。 (注 2) 「概ね」とは、10m 程度の差を指す。 (注 3) A 及び B の具体的な距離の設定は、候補地を絞り込む段階で設定する。	(注 1) 一団の住宅団地は 5 棟以上のものをいう。 (注 2) 「概ね」とは、10m 程度の差を指す。		(注 1) A 及び B の具体的な距離の設定は、候補地を絞り込む段階で設定する。 (注 2) 住宅からの距離が 100m 未満であっても、当該住宅の同意があれば、C として取り扱う。

案	
500m 以内に住宅が全くないか、非常に少ないこと。かつ 1 km 以内に相当規模の集落又は住宅団地がないこと。	500m 以内に相当規模の集落又は住宅団地若しくは住宅がないこと。
(注) 「非常に少ないこと」及び「相当規模」の具体的な戸数は、候補地を絞り込む段階で設定する。	(注 1) 「相当規模」の具体的な戸数は、候補地を絞り込む段階で設定する。 (注 2) 500m 未満の住宅については、当該住宅の同意があれば、200m 以上で可とする。

< 委員からの意見 >

委員名	意 見	理由等
江原	人口密集地域でない住民の少ない場所	選定基準として一番大切なことは住民の健康と安全 健康と安全が最重要のため、ランク付は、１００点内の１００点とする。 たたき台比は５００ｍ以上
松島	A ２００ｍ B １５０ｍ C １００ｍ	２００ｍ以上の土地取得は困難と予想する。 これ以上の距離とすることは市民にとって施設（焼却炉のみではない）を忌避する存在としての思い込みを強めるものと予想する。
古橋	人家まで１００ｍ超	人口密度が野田市の３倍の鎌倉市の実態を見てきました。それを踏まえて１００ｍ超で問題ないものと判断した。 人口：１７万人 焼却炉：７５ｔ／日×２基 全連続燃焼式焼却炉（三菱重工業）
長南	住宅から１００ｍ以上（同意を得られればこの限りでない）	大都市の清掃工場は住宅地に立地するものもあるが、なるべく離れているということが住民合意を得やすいと思われる。健康不安には別の基準で対応すべき。
柳	５００ｍ以内に人家が全くないか非常に少ない。 １ｋｍ以内に相当規模の集落、住宅団地がない。	住民感情からこのぐらいの基準が必要。他市の例もある。
松本	住宅団地や相当規模の集落から５００ｍ以上離れていること。ただし、点在する民家の場合は、同意が得られることを前提条件に２００ｍ以上離れる。	できるだけ人家や公共施設から離れた広い空間のある場所が望ましい。しかし、野田市の地図を見て可能かと考えると意見のようになります。 参考資料の川西市、長野市を参考にした。また、柏廃材処理センターの公害問題で市のアンケートも５００ｍ範囲（排煙到達区域）で実施をしていること。 「民間より厳しく」との考え方で判断した結果です。
那須野	A ７００ｍ B ５００ｍ C ２００ｍ	風向・風力等、用地の自然環境によるが、悪臭防止のため。 「臭い」の封じ込めは技術的に困難

小室	具体的な距離の提示は、議論の中で判断	住宅から離れていることが望ましいが、（いくら調べても、専門家に聞いても）距離の根拠が判明しない。また、仮に、有害物質が排出された場合は同心円ではない。
笹木	民家から 2 0 0 m 以上	健康不安など健康問題の影響の少ない用地選定 巨大建物によるストレスなど生活環境への影響軽減

『たたき台』に、具体的な距離を設定する意見が 2 件ありました。

『たたき台』は、5 棟以上の住宅団地からの距離を基準とし、点在する住宅はあってもいいこととしていますが、住宅からの距離を基準とする意見、及び住宅と住宅団地の双方に別の基準を設定する意見がありました。

3 他の都市施設への影響について

たたき台	案
都市計画に既に決定されている道路、公園その他の都市施設（都市計画法第11条に規定する都市施設に限る。）に影響を及ぼさない位置であること。	なし

<委員からの意見>

委員名	意見	理由等
松島	たたき台のとおり。	妥当と考える。
長南	たたき台のとおり。	
那須野	たたき台のとおり。	先行の規定(法)があり、それを覆すまでの必要はないと思われる。
小室	たたき台のとおり。	なし

『たたき台』と異なる意見はありませんでした。

4 学校、保育所等との距離について

たたき台	案			
学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームその他のこれらに類する建築物の敷地境界から概ね100メートル以上離れていること。	学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームその他のこれらに類する建築物及び食品関係工場の敷地境界から800メートル以上離れていること。	概ね500メートル以上離れていること。	概ね200メートル以上離れていること。	概ね300メートル以上離れていること。
A ○○m以上であること。 B ○○m以上であること。 C 概ね100m以上であること。			A 400m以上 B 300m以上 C 200m以上	A 800m以上 B 600m以上 C 300m以上
(注1)「その他これらに類する施設」とは、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等を基本に、公益性、広域性、恒久性及び環境防衛の必要性が特に高いと認められる建築物が該当するが、具体的には、候補地絞り込みの段階で、個別に判断する。 (注2)「概ね」とは、10m程度の差を指す。 (注3) A及びBの具体的な距離の設定は、候補地を絞り込む段階で設定する。 * (注1)は、各対案でも共通の注意書きです。		(注)「概ね」については、候補地を絞り込む段階で個別に検討する。		

< 委員からの意見 >

委員名	意 見	理由等
江原	0 . 8 ~ 1 . 0 キロ以上（食品関係工場を含む）	煙突から出た排ガスは、風により気候によって、方向変化しながら落下し害を与えることがあるため。 24時間運転の騒音振動も離れるほど良い。
松島	A : 400 m B : 300 m C : 200 m	400 m以上の土地取得は困難と予想する。 これ以上の距離とすることは市民にとって施設（焼却炉のみではない）を忌避する存在としての思い込みを強めるものと予想する。
古橋	医療施設、福祉施設、教育施設まで500 m超	住宅の数倍（5倍超）が好ましい。
長南	200 m以上	100mではあまりにも目の前なので最低基準を200m以上とし、距離による加点方式で判断基準とする。
松本	公共施設から500 m以上（ただし、公共施設から不燃物処理施設や堆肥センターは除く）	基本的には、上の2の理由に同じです。子どもや人が多く集まる場所であるだけに必要と考えます。 ただし書きは、清掃工場と同類項の施設と考えたからです。
那須野	A : 800 m B : 600 m C : 300 m	公共施設は、住宅に比べて人々の活動（往来等）が活発であることを考慮（病院、学校等は特に環境条件を厳守すべきである）
小室	現在の施設からは500 m以上離れているため、それ以上離れることが望ましいが、議論の中で判断	乳幼児施設、小中高校、病院、福祉施設等を利用される方の健康は特に配慮する必要があると考えるため。
笹木	200 m以上	健康不安など健康問題の影響の少ない用地選定 巨大建物によるストレスなど生活環境への影響軽減

『たたき台』に、具体的な距離を設定する意見となっています。また、対象施設に、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設の他に食品関係工場を加える意見が1件ありました。

5 県及び市町村の都市計画構想について

たたき台	案
県及び市町村の都市計画構想と齟齬をきたしていないこと。	なし

< 委員からの意見 >

委員名	意 見	理由等
松島	たたき台のとおり。	妥当と考える。
古橋	たたき台のとおり。	
那須野	たたき台のとおり。	先行の決定事項を覆す必要はないと思われる。
小室	たたき台のとおり。	なし
笹木	将来の都市計画対象区域外	たたき台と同じ。

『たたき台』と異なる意見はありませんでした。

6 緑地保全区域及び土砂災害警戒区域について

たたき台	案
緑地保全区域及び土砂災害警戒区域が含まれていないこと。	なし

< 委員からの意見 >

委員名	意 見	理由等
松島	たたき台のとおり。	妥当と考える。
那須野	たたき台のとおり。	当然と言える。
小室	たたき台のとおり。	なし

『たたき台』と異なる意見はありませんでした。

7 主要な搬出入路の整備状況について

たたき台	案
主要な搬出入路は、原則として幅員 6 メートル以上の舗装道路であること。（市において、新清掃工場稼働までに整備可能な場合を含む。）	たたき台に同じ。
A 6 m 以上で全線舗装整備済みであること。 B 6 m 以上で舗装整備済みが 2 分の 1 以上であり、 <u>未整備延長について、拡幅又は舗装整備を要すること。</u> C 6 m 以上で舗装整備済みが 2 分の 1 未満であり、 <u>未整備延長について、拡幅又は舗装整備を要すること。</u>	A たたき台に同じ B 未整備延長の整備に相当の経費を要すること。 C 未整備延長の整備に多額の経費を要すること。
（注）整備済みが 2 分の 1 未満であっても、未整備延長が 100m 以下の場合のランクは、B とする。	（注）「相当」又は「多額」の経費の具体的額は、候補地を絞り込む段階で、財政面を考慮し、個別に検討する。

< 委員からの意見 >

委員名	意 見	理由等
江原	幅員 6 m 以上又は整備可能	パッカー車等大型車両が通行するため巾 6 m 以上の道路が必要 又は同等道路を整備する。
松島	たたき台のとおり。	妥当と考える。
古橋	幹線道路からのアクセスが容易で、幅員 6 ～ 7 m 道路が敷設可能	鎌倉市の実態を参考にした。
長南	幅員 6 m 以上 舗装されている場合は、1 点加算	地元還元対策の観点から未舗装でもいいのではないかと。
松本	幅員 6 m 以上の道路があるか、整備が可能なこと。	地元還元策として考えれば、未舗装でもよいのでは。
那須野	ランク付けは困難	道路の土質、排水状況を考慮する必要あり。
小室	未整備延長については、財政面を考慮しつつ、候補地の状況において判断	基準項目の重要度が、同じではないのでこの項目は判断が難しいと思う。候補地の状況で判断していい項目だと考える。
笹木	幹線道路からのアクセスが容易で、幅員 6 ～ 8 m 道路が敷設可能	たたき台と基本的に同じ。

『たたき台』に近い意見が多いですが、ランク付の考え方について、意見を参考に対案を作成しました。

8 主要な搬出入路と通学路について

たたき台	案
主要な搬出入路は、通学路と重複しないこと。ただし、歩道等が設置され歩行者の安全が確保される場合はこの限りでない。	たたき台に同じ。
A 通学路との重複がない、又は歩道等が設置され歩行者の安全が確保されていること。 B 重複なし又は歩道等整備済みが2分の1以上であり、 <u>未整備延長について、歩道等の整備を要すること。</u> C 重複なし又は歩道等整備済みが2分の1未満であり、 <u>未整備延長について、歩道等の整備を要すること。</u>	A たたき台に同じ。 B 未整備延長の整備に相当の経費を要すること。 C 未整備延長の整備に多額の経費を要すること。
(注) 整備済みが2分の1未満であっても、未整備延長が100m以下の場合のランクは、Bとする。	(注) 「相当」又は「多額」の経費の具体的額は、候補地を絞り込む段階で、財政面を考慮し、個別に検討する。

< 委員からの意見 >

委員名	意 見	理由等
松島	たたき台のとおり。	妥当と考える。
古橋	通学路と重複しないこと。	特に子ども達とは、距離を置くべきと考えました。(交通安全確保のため)
長南	原則、通学路と重複しないこと。(歩道がある場合はこの限りではない)	交通安全確保は子どもの問題だけではないが、住民不安の理由の一つとして上がるため、十分な安全配慮が必要。
松本	通学路と重複しないこと。	子どもたちの安全を考えれば当然であり、前提条件とすべき。
那須野	たたき台のとおり。	妥当と思われる。
小室	たたき台のとおり。	なし
笹木	通学路と重複しないこと。	たたき台と同じ。

『たたき台』と異なる意見はありませんでしたが、「7 主要な搬出入路の整備状況」と同様に、ランク付の考え方について対案を作成しました。

9 主要な搬出入路と繁華街や住宅街について

たたき台	案
主要な搬出入路は、繁華街や住宅街を経由しないこと。	なし
(注) 繁華街、住宅街の定義は明確でなく、また経路距離等による影響も大きいことから、候補地絞込みの段階で経路距離等を考慮して個別に判断する。	

< 委員からの意見 >

委員名	意 見	理由等
松島	たたき台のとおり。	妥当と考える。
那須野	たたき台のとおり。	妥当と思われる。
小室	混雑が明らかな道路や繁華街、住宅街などは、迂回距離を考慮し、候補地が挙がってきてから判断	迂回路で考慮し、優先度は高くないと考える。
江原	候補地は川の近くに選定することにする。	ランク付は低い。

『たたき台』と大きく異なる意見はありませんでした。

10 主要な搬出入路の交通への影響について

たたき台	案	
施設の設置に伴って発生集中すると予想される搬出入車両が、主要な搬出入路の交通に過度な影響を与えないこと。	たたき台に同じ。	たたき台に同じ。
A 発生集中すると予想される搬出入車両の台数が主要な搬出入路の交通量の〇〇パーセント以下であること。	A 5パーセント以下	A 10パーセント以下
B 発生集中すると予想される搬出入車両の台数が主要な搬出入路の交通量の5パーセント以下であること。	B 7パーセント以下	B 15パーセント以下
C 発生集中すると予想される搬出入車両の台数が主要な搬出入路の交通量の5パーセント超であること。	C 7パーセント超	C 15パーセント超
(注) Aの具体的な割合の設定は、候補地を絞り込む段階で設定する。		

< 委員からの意見 >

委員名	意 見	理由等
松島	A : 5 % B : 7 % C : 10 %	将来的に処理ごみを 1 全市あげて減量する努力 z を前提とする。
那須野	主要搬出入路が一方向一車線として、 A : 10 % 以下 B : 15 % 以下 C : 15 % 超	周辺住民への環境保全対応の重要事項の一つ。
小室	交通量などの混雑の度合いにもよる。	もともとの混雑状況が、判明しないと〇 % という具体的な数字を提示する事が難しい。
笹木	交通量、道路混雑度合い。	主要な搬出入路が不明であるが、ごみの日量と保有パッカー車台数を維持するとして 10 % 以下
江原	幹線道路から施設用の搬出入路は、候補地が川又はゴルフ場の近くであれば、あまり考えない。	ランク付は低い。

『たたき台』に、具体的な割合を設定する意見がありました。

11 土地の形状について

たたき台	案
整形地に近い土地であること。	なし
A 区画された整形地であること。	
B 整形地に近い土地であること。	
C 整形地とはいえない土地であること。	

< 委員からの意見 >

委員名	意 見	理由等
松島	たたき台のとおり。	妥当と考える。
古橋	平坦地、適切な敷地形状	施設の全体配置・設計に不都合がないこと。
那須野	たたき台のとおり。	土地購入価格と購入後の工事経費の比較考慮もあるが、工事期間が少なくすむ点も重要
小室	土地の状況により点数化	具体的な土地が想定できない時点では、コストが一番問題になると思う。
笹木	平坦地で適切な地形であること。	平坦地は建設コストの面から。
江原	敷地の広さに重点を置き、整形地、平坦はあまり考えない。	ランク付は低い。

『たたき台』と大きく異なる意見はありませんでした。

12 地権者数について

たたき台	案
地権者の数が少数であること。	たたき台に同じ。
A 地権者の数が○人以内であること。 B 地権者の数が○人以内であること。 C 地権者の数が○人超であること。	A 2人以内 B 4人以下 C 5人以上。
(注) 基準となる具体的地権者数は、候補地の絞込みの段階で設定する。	

< 委員からの意見 >

委員名	意 見	理由等
松島	A : 2人以内 B : 4人以下 C : 5人以上	その他各種の選定基準と抱き合わせの上に1ha以上もの広大な土地をたった1人の地権者から提供を受けることは期待しにくい。
古橋	たたき台のとおり	
長南	たたき台のとおり	公募の場合は2点加点
那須野	たたき台のとおり	少数の方がベターであることを必要条件としたい。
小室	たたき台のとおり	公募の場合は、優先する。
笹木	たたき台のとおり	

『たたき台』に、具体的な人数を設定する意見がありました。

13 土地の面積について

たたき台	案		
10,000 m ² 以上の土地を確保できること。	たたき台に同じ。	20,000 m ² 以上	30,000 m ² 以上
A ○○ m ² 以上の土地を確保できること。 B 10,000 m ² 以上の土地を確保できること。	A 15,000 m ² 以上 B 13,000 m ² 以上 C 10,000 m ² 以上	A ○○ m ² 以上 B 20,000 m ² 以上	
(注) Aの具体的面積は、候補地絞込みの段階で設定する。		(注) Aの具体的面積は、候補地絞込みの段階で設定する。	

< 委員からの意見 >

委員名	意 見	理由等
松島	A : 15,000 m ² 以上 B : 13,000 m ² 以上 C : 10,000 m ² 以上	15,000 m ² 以上の土地取得は困難と予想する。 将来万が一不足の事態となってもそれは焼却施設ではなく付帯施設の拡張もしくは新規の設置であろうから、その時に必要面積の土地を探せば良いと考える。
古橋	20,000 m ² 超	設計コンセプト及び附帯施設の状況により見直す。
長南	最低 15,000 m ² 、できれば 20,000 ~ 25,000 m ² 以上 最低 3 ha、30,000 m ² 以上 (審議会中の発言)	必要最小面積を 15,000m ² とし、ゆとりを持たせたい。 20,000 m ² では公園の中に施設があるということにはならない。
平井	9,000 坪以上 (約 30,000 m ²)	リサイクルセンターと清掃工場は一体のものと考え、できる限り広く取るべきと思います。
柳	20,000 m ² ~ 25,000 m ²	将来、敷地内の建て替えの可能性を確保する。
松本	最低 20,000 m ² 以上	財政的なことを考えないでよいとするなら広いほど良いと考える。 生ごみの堆肥化施設などを考えると最低必要面積は確保を。
那須野	30,000 m ² 以上	緑樹帯等隔壁設置場所、焼却炉等のトラブルで焼却不可なときの廃棄物一時保管場所の確保、将来の設備更新用場所の確保等、用地は可能な限り広く考えるべき。 搬出入路が渋滞した場合に車両の保留駐車場も確保可能 (10 項との関連)
小室	15,000 m ² 以上、若しくは、附帯施設を含めると 20,000 m ² 以上	広い土地の場合の可能性は広がるが、更新時の用地まで想定する事は、審議会の中で議論されていないため重要項目として取り上げる必要がある。 附帯施設の優先が、まだ議論されていない。 最小限 10,000 m ² という事なので、市民が集う施設も含めると、20,000 m ² はほしい。が、広い土地を望むと候補地が限定されるリスクがある。

笹木	12,000 m ² ~ 15,000 m ²	リサイクル施設、乾燥施設を併設、経済的負担も考慮
江原	項目内容を考えると 20,000 m ² 以上	1. 供給処理 100 t / 日の時 1,500 × 100 ^{0.49} = 14,325 m ² (緑化含む) 2. リサイクル展示場 1,500 ~ 3,000 m ² 3. 生ごみ乾燥施設 20 m ² 4. 生ごみ堆肥化施設 2,000 m ² 5. 温水プール 3,000 m ² 6. 模型展示室、会議室 × 2 室、見学会議室 (ビデオ室含む)、設計・仕様書閲覧室、事務室・トイレ、湯沸室、洗濯室、フロア、休憩室 7. ごみストックヤード ごみ 1 カ月分として、 (20m × 100m × 高さ 10m) クレーン付屋根式 2,000 ~ 4,000 m ² 8. 飛灰・焼却灰の処理設備と灰ストックヤード 9. 予備品倉庫 10. 排水処理施設

『たたき台』の最低面積は 10,000 m²ですが、より多くの面積が必要との意見がありました。

< 追加項目 >

1.4 運搬効率について

たたき台	案	
_____	地形、地区別人口密度、ごみ集積所数を考慮した搬入効率の高い場所に位置すること。	運搬効率が良い場所に位置すること。
	A 中心部（南部・福田地区及び旧関宿地域以外）に位置し、かつ周辺地区の人口密度が高く、ごみ集積所数も多いこと。 B 中心部に位置すること。 C 中心部以外に位置すること。	A 中心部（南部・福田地区及び旧関宿地域以外）に位置すること。 B 中心部以外に位置すること。

< 委員からの意見 >

委員名	意見	理由等
松島	地形、地区別人口、ごみ集積所数を考慮した搬入効率の高い場所にあること。	細長い地形のため南北の中ほどが基準になると考えられるが、地区別人口密度やごみ集積所数をも考慮する。
長南	運搬効率が良いこと。	市域を 3 分割（南部・福田地区と旧関宿地域以外を中心部とする）して中心部を 2 点とし、それ以外を 1 点とする。
江原	運搬効率を考慮すると人口密集地になる。	ポイントは高く考えない。ランク付は低い。

1 5 法規制について

たたき台	案
_____	建設ができない法規制上の制約がないこと。ただし、制約の解除が可能な場合は可とする。 ----- A 建設ができない法規制上の制約がないこと。 B 建設ができない法規制上の制約があるが、解除可能であること。

< 委員からの意見 >

委員名	意 見	理由等
古橋	環境保全や各種の法規制上の制約がないこと。	各種規制への適法性のチェックは専門の方々に一任
長南	土地について法や条例の制約があってもその解除が可能なこと。 制約がなければ2点、解除可能なら1点とする。	農振地域のような制約は手続きによって解除可能なこと。
笹木	各種法規制上の制約が無いこと。	たたき台と同じ。

1 6 特に配慮すべき要素について

たたき台	案
_____	周辺地域の状況、景観、財政等にも配慮すること。 ----- A 特に配慮すべき要素が候補地としてプラス要素であること。 B 特に配慮すべき要素が候補地としてマイナス要素であること。
	(注) これ以外にも特に配慮すべき要素があれば審議会で取りまとめる。

< 委員からの意見 >

委員名	意 見	理由等
鎌野	搬入の効率性、土地取得にあたっての財政上の問題、周辺の地域の状況、景観、埋蔵文化財、地盤など配慮すべき要素をまとめて一つの項目に加えることとしたら良いのではないかな。	
江原	周辺地域の状況、景観、財政等にも配慮	プラス・マイナスの要素があるが、候補地は住民の少ない場所を選定すると考える。 ポイントはランク低い。

審議会委員 柳 掬一郎

3 選定基準（たたき台）

1. 工業系用途地域（ ）又は まど削除

（理由） 工業用地の多くは、工業団地として利用されている。工業団地は、税金と雇用の拡大等を目的としている。清掃工場とは矛盾する。

2. 500m以内に人家が全くないか非常に少ないこと。さらに、1km以内に相当規模の集落・住宅団地がない場所であること。

（事例一覧の④川西市等を参考にした。）

（理由） 1.の用途地域の削除から、全文を修正。

13. 20,000㎡～25,000㎡の土地を確保できること

（理由） 将来、敷地内の建て替えが可能

性を確保する。

資料 10-2-1

公募要領(案)

2 (1) ② 削除

(理由) 土地所有者の居住地と耕作地が遠隔の場合が多い。(私は中里に居住。耕作地は阿部島。中里上自治会の同意は無意味と思われる。

候補地選定基準の考え方について

委員 松本睦男

審議会での議論に出されている、「公園の中の清掃工場」とか「誰もが羨む空間」などの考え方に私も同感です。たんに清掃工場を建設すると言うだけでなく、将来において評価されるようなまちづくりを進める視点で、「理想論で片付けることなく、実現にむけて頑張りたいものです」との意見の通りだと考えます。

しかし、候補地が決まって地元住民との話し合いを開始すれば、とたんに「迷惑施設」論とぶつかることになると思います。

私は現在の化学や技術の水準からすれば、公害を出さない工場を建設できるものと固く信じています。しかし、人間のやることに「絶対」はないとも考えており、「想定外」といわれるような過ち・失敗はあるものと考えねばなりません。地元住民にしてみれば、「万万が一」の事態を考え主張すると思います。加えて、(有)柏廃材処理センターの事例はまだ新しいものです。

こうしたことから清掃工場建設用地は、できるだけ人家や各施設から離れた広い空間のある場所が望ましいと考えます。少なくとも学校、保育園、病院などの公共施設や公的施設、及び住宅団地や相当規模の集落から500m以上離れている事を選定基準とすべきと考えます。ただし点在の民家の場合は、同意が得られる事を前提条件に200m以上離れている事とします。(距離については、川西市や長野市の資料を参考にする。ここで云う公共施設から不燃物処理施設や堆肥センターは除く。)

用地面積については、還元施設や将来を考えた場合に広い事を望むものですが、最低20,000㎡以上と考えます。

搬出入路については、幹線道路にアクセスする幅員6m以上の道路があるか、又は整備が可能なこと、及び通学路と重複しないことを前提に、地元還元策として考えることが必要と思います。

あとは、地元住民と合意ができることが前提であり、審議会に出されている主張と大筋で一緒の考え方です。

公募要領の（案）について

2公募内容、応募の条件、②について、土地所有者が応募する場合、「地元自治会の同意が得られていること」を条件にしていますが、厳しすぎるのではないのでしょうか。自治会に同意を求めるのは個人的に行うのではなく、審議会が選定基準にもとづいて選定したあと、行政が自治会に同意を求めるべきものと考えます。それでなければ応募は出てこないものと考えます。それとも応募を形だけにするのでしょうか。

③で、自治会が応募する場合、土地所有者の同意を得るのは当然と考えます。

選定基準について

1. (たたき台通り)
2. A 200m B 150m C100m
3. (たたき台通り)
4. A 400m B 300m C200m
5. (たたき台通り)
6. (たたき台通り)
7. (たたき台通り)
8. (たたき台通り) 6M
9. (たたき台通り)
10. A 5% B 7% C10%
11. (たたき台通り)
12. A 2人以内 B 4人以下 C 5人以上
13. A 15000 m²以上 B 13000 m²以上 C 10000 m²以上 ★追加

提 案

第二次選定での選定基準として以下の追加を提案します。

「人口密度を勘案した搬入効率がより高い場所」

これは数値化できない項目のため、清掃計画課での評価となります。

新清掃工場建設候補地選定基準について

委員：小室 美枝子

I. 新清掃工場の全体像について

いわゆる迷惑施設の清掃工場であるため、様々な情報と意見を集める。本来の目的である清掃工場に併設する施設は、市民が、学び・遊び・スポーツなどを目的に集う、健康的な空間となるよう努力したい。

環境に負荷をかけないコンパクトな施設を目指し、環境や住民の健康を約束するためにも、住民自らダイオキシンや化物質、放射能の測定に立ち会えるようなシステムを作る。

財政的にも厳しい現状は踏まえながらも、緑豊かな野田市の特徴を清掃工場にも反映させていく。

2. 用地選定基準（これまでの審議会の中で、千葉県建設基準51条ただし書き許可基準以上に設定したいとの意見を踏まえる）

1 立地

市街化調整区域に立地する。現在問題となっている南部地区の民間の産業廃棄物処理施設も工業団地内に建設されている。しかし、一見住宅地かと思われるエリアである。住宅に隣接している工業系用途地域が多いと考えるため。

2 敷地から一団の住宅団地までの距離が概ね〇以上であること

むろん、住宅から離れていることが望ましいが、100の根拠200の根拠が、どう調べても判明しない。また、仮に有害物質が排出された場合は同心円ではないこともあり、具体的な距離についての提示は、議論の中で判断していきたい。

3 都市計画に既に決定されている施設に影響を及ぼさない位置であること

4 学校、保育所、病院、図書館、特養、その他これらに類する建築物から概ね〇〇m以上離れていること

〇現在の清掃工場から、福田第二小学校、芽吹学園、二ツ塚小学校、東葛飾病院など
〇関宿クリーンセンターから古布内保育所、二川中学校、二川小学校関宿中学校などから、500m以上は離れているため、それ以上は離れることが望ましいが、これも議論の中で判断したい。

5 都市計画構想と齟齬をきたしていないこと

6 緑地保全区域及び土砂災害警戒区域が含まれていないこと

7 搬出入路は、原則として幅員6メートル以上の舗装道路であること

未整備延長については、財政的な面を考慮しながら候補地の状況において判断していく。

8 主要搬出入路は、通学路と重複しないこと。歩道等の設置であれば可

9 繁華街や住宅街を経由しないこと

道路の混雑が明らかな道路や繁華街、住宅街などは迂回する距離などを考慮し、候補地が挙がってきてから判断するとし、優先度は高くないと考える。

10 主要な搬出入車両が、交通に影響を与えないこと

上記の繁華街や交通量を考慮しは判断していく。

11 整形地に近いこと

土地の状況により点数化する。

12 地権者の数が少数であること

13 土地の確保

新清掃工場の全体像を考えたときに15,000㎡以上は必要と考える。三ツ堀、関宿クリーンセンター、目吹の不燃物処理施設を参考にしたうえで、土地の形状による付帯施設を考えると20,000㎡の広さはほしい。

14 その他

付帯施設の優先順位にも関係するが、要望も多かった堆肥化施設、リサイクルセンター、また、老若男女が利用できる施設を想定すると、財政的な面から何通りにも利用できるようなシンプルな施設（会議室、ダンスホール、音楽会、ミニ体育館、劇場などの交流の用途に対応できるような建物）、発電施設、余熱利用施設（維持管理にコストがかかる施設は避けたいが、例えば：足湯などは可能か？）また、工場の周りの緑化は、経費をかけなくて済むような低木を主とし野田の環境にあった植生とアイディアを活かす。

（公募と云う新しい方法による用地の選定を実施するにあたり、問い合わせの内容が細目にわたることが予想される。個々の問い合わせに対応する場合の注意も必要となる。）

新清掃工場建設地選定基準について（1委員の思案）

I. 選定基準の目的（復習）

（序論） 以下の表現の方法 イ）本項の 1）～5）の半括弧の数字は、選定必要要件事項。

①～⑬の丸囲い数字は、必要事項の解決事項とし、そのうち
④の様な太字は当委員会の検討事項で、その他は技術等専門分野の課題となります。

ロ）太字丸数字で（たたき台）に無い項目も出てきますが、その項目について当委員会で検討の必要の有無についても考慮願います。

1. 住民の生活環境保全

1) 発散有害物質（悪臭を含む）からの被害防止・騒音被害防止

①装置等設備の設計・施工技術、②設備の運転・操作技術、③管理（規定・組織等）能力、④施設の隔壁（遮蔽壁・樹木等の緑地帯）、⑤施設から住宅地までの空間距離・風向風力性（但し1～3 km離れた所へのスポット被害防止には①～③の完成結果程度による）。

2) 排水等による地下水等の汚染防止

⑥排水に関しては①～③に同じ、⑦地下水の状況（量・流方向・水位等）調査・問題あれば対応可能な土地。

3) 設備等の爆発事故等による周辺への被害防止

処理廃棄物は分別により、大規模な危険物等の混入は無く、化学工場等危険物製造所・取扱所程の配慮は不要と推測される。因って、1）と同等の対応でよいと想われます。

4) 設備への搬出入車両等の通行道路での迷惑防止（道路渋滞防止・搬送廃棄物から発生する悪臭・有害ガス発散防止・埃等で周辺への迷惑防止）

⑧道路の幅員、⑨道路の舗装、⑩廃棄物搬送車両の設計（機密性）技術。

5) （参考事項）a) 是まで各委員から提案された「迷惑施設と感ぜさせない。近隣住民からも愛される施設」と先入観を持たれる安全・清潔なイメージ施設を計画する事が重要です。

b) 通常での技術は、Nano・Pico 単位の領域迄来ていますが、今言われている「想定外」の市民の心配にも一考を投じて、安全を図るべきであると考えます。一方、有害物質等の混入で燃焼時に有害ガス等が発生しないために、分別を確実に実施する事を市民に徹底すべきです（市民に有害物質名を徹底的に告知・啓蒙する事が重要です）。

2. 設備本体の維持保全

1) 地盤の堅固性が高い（耐震性）

⑪地下水位が低い、⑫非造成（含埋立）地・非粘土地。

2) 洪水等からの防災の可能性が高い

⑬周辺水面と地盤の高低差が妥当、⑭近隣に堤防等在ればその堅固性が妥当。

II, 選定基準（私案）

（たたき台）の各項についての判断は、I. の①～⑬の各項の達成度合と相関関係（比例または反比例）にあるが、達成度を90%以上の目標として、以下想定します。

1. 建設対象用地が、都市計画区分上ランク付けされる場合は、（たたき台）どうりで異議ありません。
2. I. ①～④の完成成果度合によるが、A－700m B－500m C－200m を提案します。
3. 法に既定されている条件であり、（たたき台）どうりで異議ありません。
4. 2. 項と同等で、I. ①～④の成果によるが、2. 項の公共施設は、住宅団地に比べて人々の活動（往来等）が活発である事を考慮し、A－800m B－600m C－300m が必要と提案します。
5. 5. 6. 両項共に、（たたき台）どうりで異議ありません。
7. 2. 4. 項の決定結果に左右されると想われますが、ランク付けは困難です。
8. 8. 9. 両項共に、たたき（台）どうりでよろしいと想われます。
10. 車両の出入台数が多い施設として、対象施設とは施設の用途が異なりますが、小張病院の隣での住民経験から想定すると、対象主要搬出入路が一方向一車線として、A－10%以下 B－15%以下 C－15%以上 を提案します（近辺に他の同様の施設、交差点等が在れば、更なる考慮が必要となります）。
11. （たたき台）どおりでよろしいかと想われます。土地購入価額と購入後の工事経費の比較考慮も有りますが、工事期間が少なく済む点も重要です。
12. （たたき台）どおりが妥当と賛成します。
13. 7. 項との関連の車両の一時退避場、I, ④の緑樹帯等隔壁設置場所、焼却炉等のトラブルで焼却不可な時の廃棄物一時保管場所の確保、将来の設備更新用場所の確保等、用地は可能な限り広く考えるべきである。以上より、A－30,000 m²以上を提案します。

（参考）現存の野田市廃棄物処理関係の主なる施設の敷地面積（利用面積）

- | | |
|---------------|---|
| 1. 清掃工場 | 37,528 m ² （利用面積 20,551 m ² ） |
| 2. 関宿クリンセンター | 15,744 m ² （利用面積 9,000 m ² ） |
| 3. 清掃第2工場 | 25,475 m ² （利用面積 21,762 m ² ） |
| 4. （新）不燃物処理施設 | 12,400 m ² （工事中） |

以上

新清掃工場候補地選定基準について

審議委員 笹木 勝利 H24 年 2 月 21 日

I 新ゴミ焼却施設用地選定及び設計の考えかた

ゴミ処理は今後も続く生活のうえで重要な日常活動であることは誰もが自覚しているところですが、しかしゴミ処理施設を作るとなると必ず自治会、住民の反対にあいますし裁判にももちこまれることも多々あります。2 年前の中里上自治会の住民の反対意見に健康問題が上がっています。私はこの問題が一番の原因だと思います。柏廃材処理センターの周りの住民の健康問題は県による度重なる調査及び市による調査でも結果は基準以内として事業は継続されてをり地域の住民の訴え、願いは一向に解決しません。中里上の自治会、住民の反対理由の健康問題の意味するところは今回の柏廃材処理センターの健康問題を感じ取っての反対だと思います。従って選定基準の最重点事項として、先頭に健康問題について記述すべきです。

野田市は次の清掃工場は同一場所に作らないとしております。焼却施設の耐用年数は平均 20 年と言われている、20 年後に新清掃工場建設に今のような補助金は期待出来ないとおもいます。従って今回の清掃工場建設にも以上の考えを考慮した予算とし主要施設以外の美観、景観、住民サービス、町作りなどは予算の許す範囲にとどめるべきかと思ひます。

2 用地選定の基準

前提条件: 焼却ごみ処理量 100t/日、50t/日×2 炉

- (1) 市有地又は市街化調整区域
- (2) 用地面積: 1、2ha～1、5ha (平坦地で適切な地形であること)
(リサイクルセンター施設、乾燥施設を併設、経済的負担も考慮)
- (3) 健康不安など健康問題の影響の無い用地選定
 - ① 学校、病院、保育所、老人ホーム、保育所等これに在る施設及び民家の境界より 200m 以上はなれていること
 - ② 上記以外の健康問題の項目は審議会で議論し決定する
- (4) 生活環境の保全
 - ① 交通量、道路混雑度合い
 - ② 景観上の問題が無い事
 - ③ 近隣の廃棄物処理施設との有無、位置関係
- (5) 道路要件: 幹線道路からアクセスが容易で副員 6～8m の道路が敷設可能なことと通学路と重複しないこと
- (6) 各種法規制上の制約が無いこと
- (7) 所有者数が少ないこと
- (8) 将来の都市計画対象区域域外であること

3 複数の候補地の比較評価方法

上記(1)～(8)の項目に詳細項目を付け加へ 5 段階法で評価し上位 3～5 物件を現地調査を踏まえて絞り込む。

4 今後の課題

用地選定が決まった時は必ず地域住民より反対問題が出てきます

中里上自治会の例で言うと反対原因の第1位は健康不安からの健康問題であり

その対策は一步踏み込んだゴミ減量だといってます。

今回平成33年迄に30%の減量計画を策定しましたが中里上自治会の言う

一步踏み込んだゴミ減量には達していない。

一步踏み込むとは「例えば生ゴミは焼却しない」を宣言するレベルと思います。

生ゴミの堆肥化、乾燥施設、HDM施設などを併用すれば生ゴミは焼却せずに処理できます。

よれにより焼却炉のトラブルの低減、ランニングコストの低減、焼却炉の長寿命化、最大の利点は

地域住民の健康不安の払拭です。将来のゴミ処理計画にも役立つものと思います。

詳細は実行計画立案時に議論することとします。

2月11日審議会にむけての提案

2012.2.1
松島高士

1. 清掃工場のイメージを

施設本体や周辺環境を一体とする全景を整備する上において、思い切って旧来の清掃工場観を脱却しましょう。緑ゆたかで明るい空間を志向します。周辺外の住民がうらやましがらる程の環境の創成です。しかも、そこには循環型社会の推進を目指す市民自慢のセンターがあるという誇りを持てるような、忌避する空間から歓迎する空間への転換です。余熱利用湯、リサイクルセンター、省資源・省エネ促進の啓発コーナー、できれば小さな売店やいくつかの小会議室など。また、それに叶う広い土地が見つければ堆肥化や非常時の予備的空間など。本日提案されるであろうさまざまな機能施設を組み込むことで、生徒たちをも含む多くの市民が出入りしたくなるような、市民交流の場となることをコンセプトの柱としたいものです。

想定される相当額の予算については、新しい基本計画でのごみ処理量の減量化にむけて全市をあげて努力することで、長期間になりますがかねらずや補われるはずです。またわたしたちは、そのような意識を常に忘れないように心掛けることが大切かと思います。

そしてもうひとつ肝心な点は、設計の段階から完成まで周辺住民と携えること、すなわちスタートから周辺住民と協働することです。おそらく設置される環境保全協議会（仮称）は当初から作ることで、完成後も円滑に機能するに違いありません。

上述のことは理想論で片づけることなく、実現にむけて頑張りたいものです。

2. いわゆる地元還元策の転換を

これは一般的には地元との交渉事となっており、候補地の絞り込みを終えての最後の詰め作業になっているようです。しかし私は今回の野田市新清掃工場の建設に向けては、地元還元策＝我慢料という旧来の考え方から思い切って脱却することを提案します。

①対象は周辺の団体（自治会）ではなく特定住民とします。

すなわち、日常的に搬出入車両が頻繁に往来することで震動や排ガスの影響を受ける沿道や噴煙、騒音を受けるであろう地域に住む住民に限定します。実際に影響を受ける地域は自治会の区域とは一致しないからです。

②金品は使いません。例えば各種の優待券（余熱利用温泉の入浴割引券やごみの直接持込無料券など）の類を一定期間（2年～3年程度）交付することを考えます。

③名称も、例えば“特定地域優待策”のように変えたいものです。

④公募の項目となる選定基準に入れます。

審議の結果内容が上記のような私案であれ、あるいはどのようなものであれ、選定基準に入れることで事前に広報することは重要です。

3. 候補地探しへの当面の作業

私たちにとって数十年に一度のどでかい事業です。よって大々的なキャンペーンとすべ

きであり、それだけに多面的な戦略を要します。

①ポジティブマップを作成します。

これは必要最小面積を除く選定基準を満たす区域マップであり、公募時に公表することで応募を考える地権者への必須情報となります。

②人口分布マップも作成します。

候補地の絞り込みに入る段階で、野田市はかなり細長い地形であるから効率的なごみ収

集を図るためとして、単純に南北の中央当りを基準にすることなく、人口密度を考慮に置いての絞込み材料とします。

③公募に関して決めること。（自明の項目ですが敢えて並べてみます）

i 公募方法

- ・市報 ・ホームページ ・自治会回覧 ・公民館等への掲示
- ・地権者（ポジティブ区域内の一定面積以上の所有者）への案内
- ・その他

ii 表記項目

- ・必要最少面積
- ・選定基準
- ・基本計画にのっとる減量目標値（焼却量と搬出入車両数が逡減していくこと）
- ・施設のできるだけ具体的なイメージと上記の“地元還元策①基本的な考え方”

iii 公募期間：1 カ月程度

iv 事務局による候補地選び

作業は公募と同時進行となるでしょう。しかしその結果の審議会への提示は公募の結果を見てからとなります。

以 上

新清掃工場建設候補地選定基準について（私案）

2012. 2. 11

（委員）古橋 秀夫

1. ごみ焼却施設の設計コンセプトについて

迷惑施設と言うマイナスイメージでは無く、水とみどりと多様な生物が群がる市民の憩いの場の創出と言うプラスイメージで取り組みたい。換言すると信頼、ふれあい、共生、まなびが生まれる様な設計が求められています。結果として、誰もが羨む空間を誕生させたい。この様な画期的なイメージ革新には施設本体の設計のみならず緩衝地帯、外構え、構内道路、駐車場、調整池、見学・広報・研修・交流施設、地元還元施設・予熱利用施設など諸施設の設計も基本施設同様の重要性を持っています。

※他自治体や工業地帯、大企業等の先進取り組み事例を参考にしたい。

2. 用地選定の要件

前提条件—1：千葉県建築基準法第51条、ただし書許可基準の上乗せ基準として提言

前提条件—2：ごみ処理量100t弱/日、約50（t/日）×2炉

- （1）平坦地
- （2）適切な敷地形状である事
- （3）公有地または市街化調整区域
- （4）用地面積：20、000㎡超（6、060坪超）、
ただし、下記4を充分考慮し再度、見直し確認する
- （5）道路要件：①幹線道路からのアクセスが容易で幅員6～7m道路が敷設可能な事
②通学路と重複しない事
- （6）施設境界から最寄り人家まで100m超、医療施設・福祉施設・教育施設までは
500m超離れている事
- （7）環境保全や各種の法規制上の制約が無い事
- （8）地質・地耐力に問題が無く活断層が無い事
- （9）所有者数が少ない事
- （10）用排水、地下水状況に問題無い事
- （11）将来の都市計画対象区域外である事
- （12）その他、
 - ①撤去、移設の困難な構築物や埋蔵文化財が無い事
 - ②災害時の影響が考えられない事
 - ③電波障害が発生しない事
 - ④景観上、問題が無い事

3. 複数候補地の比較評価方法

上記2の項目毎に重要度（4段階＊）の係数を設定し、その係数に各候補地の該当項目の評価値（4段階＊）を乗じて得られた値の全項目分合計値を比較する。この値が最も高い候補地を最終選定地と決定する。

＊1，2，3，4の4段階。値が高いほど好適地と判定

4. 課題 ～用地選定要件に関連

(1) 上記 1. の設計コンセプトに基づいた下記の課題があります。

- ①全体に余裕ある施設配置である事、②緩衝地帯、③外構え、④構内道路、
⑤駐車場、⑥調整池、⑦見学・広報・研修・交流施設、⑧地元還元施設・
余熱利用施設（温浴設備・くつろぎ空間、温水プール、農業用温室、発電施設など）、
⑨緊急時用の予備スペース ⑩景観

(2) 付帯施設の敷設

- ①生ごみ堆肥化設備用地（一時貯留、搬出入用地を含む）、
②焼却灰処理施設用地（エコセメント化）（一時貯留、搬出入用地を含む）

以上

新清掃工場建設候補地選定基準案

委員 長南博邦

1 新清掃工場のイメージをできるだけ明らかにすること。

そのイメージは公民館や図書館のように誘致したい施設、たとえば水や緑など自然豊かで、「つくしんぼ」出店など人が集い語り合う公園的施設イメージを打ち出す。住民主導で周辺に市民農園等を配置し、新施設と一体的に市民が集まる空間とする。これは遅くとも複数の建設候補地選定前に打ち出すこと。

そのため、清掃工場建設に不可欠な敷地面積に前述のイメージ施設とするために必要な面積を確保すること。最低 15,000 m²、できれば 20,000～25,000 m²以上。

2 選定基準は民間施設基準（県建築基準法第 51 条ただし書き許可基準）以上のものとする。一部加点方式とし、点数の多い場所から複数の建設候補地とする。

- ① 立地は市街化調整区域とする。工業系では前回行き詰った上、近隣に民家等が多数存在しているのではないかと。さらに 1 の面積確保ができないのではないかとということを加味する。（敷地の基準第一号対応）
- ② 住宅系市街地や将来市街地になる区域に近接しないこと。（敷地の基準第二号）
- ③ 都市計画決定されている他の都市施設に影響しないこと。（敷地の基準第三号）
- ④ 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームその他のこれらに類する建築物および住宅の敷地境界から 200m 以上離れていること。ただし、住宅については同意を得られればこの限りではないが、少なくとも 100m 以上離れていることとする。（敷地の基準第四号対応で 2 倍化）
- ⑤ 主な搬出道路は原則として幅員 6 m 以上とすること。舗装されている場合は 1 点を加点する（搬出入計画第 1 号対応）。
舗装については地元還元策の視点から、されていなくとも良いのではないかと。
- ⑥ 主な搬出入道路は原則として通学路と重複しないこと（歩道がある場合はこの限りではない）。（搬出入計画第二号）
- ⑦ 用地交渉の際の地権者数が少ないこと。これは⑩とも関連する。
- ⑧ 運搬効率が良いこと。市域を 3 分割（南部・福田地区と旧関宿地域以外を中心部とする）して中心部を 2 点とし、それ以外を 1 点とする。
- ⑨ 必要な面積が確保できる空き地が存在し、土地について法や条例の制約があってもその解除が可能なこと（たとえば農業振興地域）。制約がなければ 2 点、面積も 20,000 m² 以上 25,000 未満なら 1 点、25,000 m² 以上なら 2 点加点する。
- ⑩ 土地所有者が譲渡する可能性があること。公募の場合は 2 点加点。

第10回審議会にむけての提案（追加資料を受けて）

2012.2.11
松島高士

前回の会議の結果を受け、また多分に事前送付された複数委員からの提言を受けて作成された追加資料はとても具体的に出来ており、事務局のご苦勞を察します。これにより本日の審議の進捗が大きいに期待されます。

そこで、2つの提案と参考として付帯施設関連の情報を示します。

1. 選定基準(案)への追加項目

搬入効率の高い場所のこと。

『地形、地区別人口、ゴミ集積所数を考慮した搬入効率の高い場所にあること』

細長い地形のため南北の中ほどが基準になると考えられるが、地区別人口密度やゴミ集積所数をも考慮する。ここでもA, B, Cランク付けとしたい。

2. 公募要領(案)への盛り込み

すでに配布の3委員からの提言（資料10-3-1、資料10-3-2、資料10-3-3）にあるように、新しい清掃工場は単なるごみの焼却施設にとどまらず、さまざまな付帯施設が合体する総合的なクリーンセンターを想定します。もとより、ハードルの高い選定基準により十分に環境に配慮する計画でもあります。

そこでさらには、このことを公募要領に盛り込むことが重要です。設計の段階からではなく、このスタートの段階からPRすることが重要です。

第一に、応募者（特に複数地権者）の理解が得良い。おそらく応募を考える地権者にとって譲渡条件は金額だけではないと期待する。

第二に、このことを広く市民にアピールすることになる。

上記の趣旨からみると、「1 施設整備の基本的な考え方」案では

～そのため、両者を一体整備する新清掃工場を市内に建設することは、市の喫緊の課題です～

という文言のみに留まっており、これではとても十分とは言えない。

是非とも、公募要領にこの趣旨の理解を求める文言を盛り込んでもらいたい。

参考：付帯施設

～[流山市クリーンセンター](#)のHPより

竣工：平成 16 年 2 月

〒270-0174 流山市下花輪 191 電話 04-7157-8250(リサイクル推進課)

ごみ焼却施設：ガス化溶融炉(流動床式) 207 t / 日

雨水の再利用

雨水は、施設の屋根で受け止め、ごみ焼却施設内の雨水貯水槽に一時貯め、トイレ洗浄水、プラットホーム床洗浄、洗車場、施設内の樹木への散水に利用しています。

余熱利用

余熱利用可能な熱量としましては、[発電用](#)(最大 3000 k w)の蒸気タービン、工場内の冷暖房、給湯、[地域融和施設](#)となっています。

地域融和施設のご利用につきましては、「下花輪福祉会館」として管理運営しておりますので[こちら](#)をご覧ください。開館：平成 1 8 年 4 月 2 5 日

- ・浴室・エントランス（談話コーナーあり）
- ・多目的集会室（床暖房）
- ・会議室（18 名まで）
- ・和室（2 部屋）



プラザ館(啓発棟) 3 階建

- ・再生工房（家具・自転車等の修理再生）
- ・情報コーナー（リサイクルに関する情報提供スペース、リサイクル作品の展示）
- ・工芸室 1・2（リサイクルの実演・実習）
- ・研修室 1・2・3（ごみやリサイクルに関する研修・会議）

～柏市のHPより

[かしわ環境ステーション](#)

ステーションは市民団体の打ち合わせや環境学習に利用することができる事務室兼情報交換コーナーと、市内の大学研究者の指導の下、分析や実験を行うことができる分析室から成っています。

開設にあたっては、学識者や市民などで組織する検討委員会がその活用と運営の方法について検討を行い、今年 4 月、「柏市環境学習研究施設の活用・運営方針」を作成し、これに基づいて準備を進めてきました。運営は環境分野で活動している市民や市民団体、学識者などで組織する「かしわ環境ステーション運営協議会」が行います。

[柏市リサイクルプラザリボン館](#)

ごみの減量やリサイクルについて体験し、学習することができる啓発施設です。毎月リサイクル教室を実施している他、フリーマーケットの開催、リサイクル家具・自転車の展示販売などを行っています。

新清掃工場建設候補地基準の設定方法

平成24年2月11日 平井和子

1. 敷地面積は、9,000坪以上（3丁）であること。
2. リサイクルセンターと清掃工場は、一体のものと考え出来る限り、近隣に清掃工場を設置すべきである。
3. 現在野田市が持っている土地を利用できる方法はないのか？
（住民の税金を大切にするために）

新清掃工場建設候補地基準の設定方法について

平成24年2月11日 横張一郎

今回の新清掃工場建設に当たり、複数の候補地が決まるものと思いますが、どの地区に決まるにしてもなくてはならない施設とは理解をしています。迷惑施設と言う観点から、絶対に地元との話し合いの最後に、了解なしには、建設しないと言う事を定めて頂きたい。

2012年1月29日

江原敬二

基本計画の前に審議会で決定していただきたいことがあります

ゴミ処理の大きな方向性

Aー野田市以外でゴミ処理を委託する。(候補地選定はなくなりますが住民に費用の負担が増えます)

Bー野田市内で候補地選定しゴミ処理をする。

このどちらかを決定後に一般廃棄物処理基本計画に進みたいと思います。

一般廃棄物処理基本計画

新清掃工場建設候補地選定基本計画

- 1、 候補地選定基準として1番大切な事は住民の健康と安全が1番大切であります。人口密集地域でない住民の少ない場所を選定する。
- 2、 半径0.8キロメートル～1キロメートル以内に食品関係工場、小、中学校、幼保育園、病院等ない場所を選定する。
- 3、 活動期限を15年とする。
- 4、 必要面積が確保出来ること。
- 5、 搬出入路を6m以上の舗装道路が有るか又は作れること。
- 6、 野田市の土地か、市街化調整区域内であること。

上記6項目に従い候補地を選定し環境アセス(複合公害、排ガス、騒音、振動等)を第三機関と審議会委員立会いで測定する。

候補地選定に係る答申までの為新清掃工場建設の仕様項目及び協定書の内容については今回明記しません。

新清掃工場建設候補地の公募について

1 公募主体

前回お示しした公募要領（案）は、市が公募することとしましたが、次の理由により、審議会として公募する形にさせていただきたいと考えています。

（理由）

・前回は、公募を補助的な候補地補足方法として提案したが、基本的な考え方において、候補地選定にあたっては、審議会として公募を最優先することが決定されたため。

2 地元還元策

諮問事項の１つに「地元還元策等の地元対策に関すること」があるため、応募のあった候補地の地元に対する意向確認ヒアリングの実施など、審議会が地元と一緒に地元還元策等を考えていくことを基本スタンスとして、別紙のとおり公募の趣旨案を提案させていただきました。

3 応募者の要件

前回は、地主と地元自治会双方の同意を要件とし、応募者が事前に地元合意を得ておく案をお示しました。

前回案

- ・土地所有者が応募する場合、地元自治会の同意が得られていること。
- ・地元自治会が応募する場合、土地所有者の同意が得られていること。

候補地が複数の自治会にまたがる場合、両自治会の同意が必要です。また、土地所有者が複数の場合、全員の同意が必要です。

しかし、この要件では、次の点で問題がありましたので、対案を提案させていただきます。

（問題点）

- ・地元合意が要件では、現実問題として、応募がほとんど見込めない。
- ・応募者が地元合意を得るためには、長期間の応募期間を設定する必要がある。

対案では、応募しやすい環境を整えるため、審議会が候補地地元自治会の意向ヒアリングを実施することを前提として、要件を緩和しています。

対案

- ・土地所有者が応募する場合、建設候補地の地元自治会の同意は必要ない。ただし、土地所有者が複数の場合は、応募は連名により行うこと
- ・地元自治会が応募する場合、土地所有者の同意が得られていること。なお、候補地が複数の自治会にまたがる場合、応募者自治会以外の自治会の同意を得る必要はない。

4 面積要件

選定基準に基づき設定します。

5 応募期間

3月15日から5月1日

新清掃工場（ごみ焼却施設）建設候補地を公募します

土地所有者の皆様
自治会の皆様

野田市新清掃工場建設候補地選定審議会
会長 立本 英機

野田市新清掃工場建設候補地選定審議会では、新清掃工場（ごみ焼却施設）建設候補地を公募します。

本審議会は、市の緊急かつ最重要課題の１つである新清掃工場の建設候補地を選定するために設置されました。市長からは、全市民的見地からの審議をお願いしたいとのことで、候補地の選定にとどまらず、ごみ処理施策の基本となる一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の策定や、候補地となる地元の皆様への還元施策等についても、審議を依頼されております。

昨年８月２１日に第１回審議会を開催以来、これまで１１回の審議を重ね、まず「一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」案をまとめました。

この計画では、基本方針を『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』と定め、ごみ減量目標（平成３３年度までに３０％減）を設定し、目標を実現するための様々な施策を展開していくこととしています。新清掃工場については、『建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止など環境対策の徹底を図るとともに、緑化や自然エネルギーのモデル導入など、低炭素型社会づくりのための拠点としても位置付け、環境学習のセンター機能も備えた施設づくりを目指します。』としておりまして、新清掃工場が、地元の皆様にとって、いわゆる迷惑施設としてではなく、地元であってよかったと感じられるような施設であってほしいと考えています。

そこで、具体的な候補地の選定に入るにあたっては、地主の皆様や候補地となる地元の皆様から率先して手をあげていただき、還元施設の設置や周辺道路の整備、公害等の環境対策などについて、地域のまちづくりの視点から、私たちと地元の皆様と一緒に考え知恵を絞ることが、最善と考え、候補地を公募することといたしました。

つきましては、当審議会に取りまとめた「候補地選定基準」をお示ししますので、地主の皆様、自治会の皆様からの応募をお待ちしております。よろしくお願いいたします。

野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（素案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（素案）

2 意見の募集期間

平成24年1月16日（月）から平成24年2月14日（火）まで

3 意見の募集結果

提出者数・意見数	6人	12件
提出方法	直接持参	4人 8件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	2人 4件
政策等に反映した意見		3件

4 意見の概要と市の考え方

No	意見の概要	市の考え方	案の修正
第3章 ごみ処理の現況と課題 第3節 野田市におけるごみ処理の課題 第4章 ごみ処理基本計画 第3節 重点施策			
1	これからは高齢者が急増し、一人暮らしも増えると予測されます。したがって収集コストもかさむと思います、今後検討するのではなく、速やかに対応策を決める必要があります。 従来の収集ステーションに加えて戸別収集も増え収集に携わる人達は、年齢を重ね、収集効率も下がり危険度も増します。路地の収集も発生するのではないのでしょうか？後日ではなく一緒に検討する必要があります。	「第3章第3節2．本市におけるごみ処理の課題（12）高齢者世帯などに対する配慮」の中で、ごみ集積所へ出すことが困難な高齢者、障がい者などに対し安否の確認を行いながら戸別収集することで支援し、福祉の増進を図っており、「第4章第3節2．ごみ減量・リサイクルの推進（5）プロジェクトチーム・専門委員会等の設置」の中で、具体的な個別施策の実現に向けた行動については、プロジェクトチーム・専門委員会等を設置して、実効性のある施策の早期実施を図ると明記しています。 また、「第4章第3節3．ごみ処理シ	修正無し

No	意見の概要	市の考え方	案の修正
		システムの整備・拡充（3）収集運搬体制の見直し」の中で、新不燃物施設及び新清掃工場の稼働に合わせて、効率的で適正な収集運搬体制の構築を図りますと明記しています。 以上のことから、素案の修正は行いません。	
2	啓発については、ホームページを活用し、「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の全戸配布は止め、転入者及び必要な世帯に窓口で配布する。	「第4章第3節1.排出抑制(1)『野田市のごみの出し方・資源の出し方』の周知徹底」の中では、「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底を図り、市民、事業者の確実な実行を推進することが排出抑制に有効な方法であると認識しており、「第4章第3節4.環境保全意識の普及啓発(3) 啓発手法の多様化」の中では、ホームページの活用など、啓発手法の多様化を進めることと明記しています。なお、「野田市のごみの出し方・資源の出し方」は、ホームページにも掲載しております。 また、冊子を毎年全世帯に配布することについては、市民の皆様方から御意見をいただいております。廃棄物減量等推進員代表者会議で協議していただき、毎年全世帯に配布することが必要との回答をいただき行っています。 以上のことから、素案の修正は行いません。	修正無し
3	多くの農家は生ごみを自家で堆肥等で処理しているため、生ごみの排出量は少ないが、その評価（還元制度）が低いこともあり、可燃ごみの無料配布は止めて有料にし、健康保険税の軽減等に活用して欲しい。	野田市の指定ごみ袋制度は、排出回数を抑制して、ごみの減量を図るものであり、これまで一定の効果をあげてまいりました。今後も、ごみの減量に努めた市民の方が排出せざるを得ない可燃ごみ及び不燃ごみについては、一定の排出量までは、市が無料で回収し処分する現制度を実施していく方針でありますので、素案の修正は行いません。	修正無し

No	意見の概要	市の考え方	案の修正
		ん。 ただし、「第４章第３節１．排出抑制(2)ごみ減量による還元制度の見直し、２．ごみ減量・リサイクルの推進(6)指定ごみ袋無料配布数の見直し及び(7)持込みごみ処理手数料の改定」で明記しているとおり、各施策間の関連や不法投棄等への影響を検証した上で、各制度の見直しは進めることとしております。	
4	不用なダイレクトメールの断り方を教えて欲しい。	「第４章第３節１．排出抑制(5)不用なダイレクトメールの拒否」の中で、不用なダイレクトメールの断り方などを紹介しますと明記しており、方法としては市報や市ホームページ等で紹介したいと考えています。 以上のことから、素案の修正は行いません。	修正無し
5	生ごみのリサイクルは、学校や施設、事業所などでまとまった量が出るところでは、其々の敷地内でのコンポスト処理(堆肥化)を推進する。 なお、スーパーやコンビニで発生する生ゴミの処理が、独自のルート(体制)で行われているのであれば、情報交換や協調(協力)が可能か検討する。	生ごみのリサイクルにつきまして、「第４章第３節２．ごみ減量・リサイクルの推進(１)生ごみのリサイクル」の中で、生ごみを堆肥化した製品(コンポスト)の活用は、リサイクルループ(生ごみの排出者、堆肥の生産者、堆肥による食物の生産者の３者間での循環する流れ)の構築を目指しており、学校給食における堆肥化の推進及び事業所における堆肥化処理を推進することとしています。 ご提案いただきました、スーパーマーケット等の事業者との情報交換等につきましては、P31の「第４章第３節４．環境保全意識の普及啓発(８)市民、事業者、行政の３者の連携強化を次のように修正いたします。 「基本方針である『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更	修正有り

No	意見の概要	市の考え方	案の修正
		なる推進』を図るため、生ごみの堆肥化を実施しているスーパーマーケットやコンビニエンスストア等の事業者との情報交換や協力ができるよう、定期的に市民、事業者、行政の３者が連携できる場を設定するなど、環境保全意識の共有化による３者の連携強化を進めます。」	
6	各公民館にごみ等に関するサークルを設置し、そのサークルの意見を市が取り上げ廃棄物減量等推進員等を通じて、紹介し実施する。このようにすれば細かなことも発掘できると思う。昔は隣近所にうるさいおばさんがいて、よく注意し、規律が守られていました。しかし、今はお互いに注意できない世の中になりました。市民の意識を改革し、隣近所で解決できるようにする。 また、ツイッターなども活用する。	「第４章第３節２．ごみ減量・リサイクルの推進（５）のプロジェクトチーム・専門委員会等の設置」に対する具体的な実施手順、方法のご意見ですが、本計画はごみ処理の基本的な事項をもとに大きな実施方針を定めるものであり、各施策の具体的な実施手順や方法については、個別の実施計画等をもって決定して実施してまいりますので、ご意見は、個別の事案として参考にさせていただくこととしますが、ごみ等に関するご意見については、廃棄物減量等推進員のみならず、自治会との連携を図りながら、地区座談会を実施した時の意見を集約し、廃棄物減量等推進員代表者会議で協議していただいております。 以上のことから、素案の修正は行いません。 なお、「隣近所で解決できるようにする」ことについては、「第４章第３節４．環境保全意識の普及啓発（２）環境学習の推進」の中で、最も身近な地域コミュニティの場である自治会と廃棄物減量等推進員との連携強化を図り進めてまいりたいと明記しております。	修正無し
7	第４章第３節３ごみ処理システムの整備・拡充（１）新清掃工場の建設の内容に、新清掃工場は、プラスチック類も併せて焼却	廃プラスチック類について、国では基本方針において「廃プラスチック類の取扱いについては、まず発生抑制を、次に容器包装リサイクル法等により広	修正無し

No	意見の概要	市の考え方	案の修正
	する混焼方式とする旨の文言を加える。	がりつつある再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立は行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である。」とされています。野田市としても、第一に発生抑制を、次に廃プラスチック類の大半を占めるプラスチック製容器包装について、容器包装リサイクル法に基づく処理を実施することとして、現在、新不燃物処理施設の建設を進めております。 以上のことから、素案の修正は行いません。	
8	第４章第３節３ごみ処理システムの整備・拡充（７）焼却灰のリサイクルの推進の内容を、「焼却灰は、全量エコセメント化またはスラグ化する方向で検討する。」にする。第４章第４節２減量目標に基づくごみ量の予測表４－４－１の数値を、混焼方式及び焼却灰の全量スラグ化またはエコセメント化を採用した場合の数値に変更する。	費用対効果などの課題や市の財政状況から「焼却灰の全量を」と明記することは難しいため、素案の修正は行いません。	修正無し
9	理念は理解出来ましたが、結局は原発と同じでしょ。 教育施設を兼ねるより、熱源を利用した娯楽施設(温泉やプール)や発電で施設決定地区に還元するしか無いと思います。ダイオキシンだけが危険なのではありませんから、迷惑料ということです。	「第４章第３節３（１）新清掃工場の建設」の中で、『新清掃工場については、建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止など環境対策の徹底を図るとともに、緑化や自然エネルギーのモデル導入など、低炭素型社会づくりのための拠点としても位置付け、環境学習のセンター機能も備えた施設づくりを目指します』としており、いわゆる迷惑施設としてではなく、地元にとってよか	修正無し

No	意見の概要	市の考え方	案の修正
		ったと感じられるような施設であってほしいと考えておりますので、素案の修正は行いません。	
10	野田市は2大河川に囲まれており、ゆったりした流れの下流で大きな面積の河川敷がある(資源)。未利用河川敷の適地の上部(堤防上の高さ)に、ソーラーパネルを設置し(パネルは軽量だが、氾濫・地震・台風に耐える支持構物で形成)、メガ発電を行い売電と新清掃工場に給電する。 極力民間の力を活用し(協業)、費用を抑える。 蓄電設備を備えれば、非常時には市の中核機能・施設への給電や、将来豆バスなど公共の電気自動車への充電もできる。前提として、河川敷の管轄省(庁)の了解を得る必要がある。また最終処分場も、河川敷地下の利用を検討する。	メガ発電についてのご意見は、前提とされております「河川敷の管轄省(庁)の了解」等、ご意見の実現は、現段階では非常に困難であることから、ご意見は今後の参考にさせていただくこととし、素案の修正は行いません。	修正無し
その他			
11	善良な事業主はそれなりに自己負担(有料処理)しているのですから、たとえば農家を優遇したり、不法焼却している事業所に目をつぶったりせずに罰則を作り厳しく対処して下さい。	不法投棄、不法焼却については、本計画の上位計画である野田市環境基本計画においても監視、指導、啓発を実施することとしております。したがって、不法焼却は、不法投棄同様に対策が必要な課題であると認識しておりますので次のとおり修正します。 ・ P24(2)の「不法投棄の増加」を「不法投棄・不法焼却の増加」 ・ P24(2)の「不法投棄への影響」を「不法投棄・不法焼却への影響」 ・ P26(2)の「不法投棄の増加」を「不法投棄・不法焼却の増加」 ・ P28(6)の「不法投棄の増加」を「不法投棄・不法焼却の増加」	修正有り

No	意見の概要	市の考え方	案の修正
		・ P28（６）の「不法投棄への影響」を「不法投棄・不法焼却への影響」 ・ P28（７）の「不法投棄への影響」を「不法投棄・不法焼却への影響」 なお、罰則については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２５条第１項で定められております（不法投棄は第１４号、不法焼却は第１５号に該当）ので、素案の修正は行いません。	
12	歯科（金冠）を集める場所を作ってもらいたい。	「いらなくなった金歯や入れ歯を回収して欲しい」というご意見としてお答えします。 NPO法人日本入れ歯リサイクル協会において、不要な金歯や入れ歯の回収が行われており、野田市でも「入れ歯回収ボックス」を設置いたしたいと考えておりますので、P28の「第３章第３節２．ごみ減量・リサイクルの推進（４）資源回収の拡充に「また、入れ歯回収ボックスを設置して、不要となった金歯や入れ歯を回収します。」を追加いたします。	修正有り

パブリック・コメント手続による野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の修正対照表

ページ	素 案	修 正 後
P 2 4 意見 №11	（２）４項目の重点施策は、相互に関連する施策も多いことから、具体的な施策の実施に当たっては、この点に十分に配慮し、整合のとれた施策の展開を図っていくこととします。 例えば、「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策は、ごみ減量対策としては、最も直接的で有効な施策ですが、「ごみ減量による還元制度の見直し」施策、「持込ごみ処理手数料の改定」施策、「資源回収の拡充」施策、「生ごみリサイクル」施策との関連が考えられ、また不法投棄の増加につながることも懸念されることから、「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策の実施に当たっては、関連施策や不法投棄への影響を検証することが求められます。	（２）４項目の重点施策は、相互に関連する施策も多いことから、具体的な施策の実施に当たっては、この点に十分に配慮し、整合のとれた施策の展開を図っていくこととします。 例えば、「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策は、ごみ減量対策としては、最も直接的で有効な施策ですが、「ごみ減量による還元制度の見直し」施策、「持込ごみ処理手数料の改定」施策、「資源回収の拡充」施策、「生ごみリサイクル」施策との関連が考えられ、また<u>不法投棄・不法焼却の増加</u>につながることも懸念されることから、「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策の実施に当たっては、<u>関連施策や不法投棄・不法焼却への影響</u>を検証することが求められます。
P 2 6 意見 №11	（２）ごみ減量による還元制度の見直し 排出抑制に努めた市民に対する指定ごみ袋の還元制度（未使用の引換券 10 枚と資源回収で集めた古紙を使用したトイレットペーパー（6 ロール）との交換）については、「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策、「持込ごみ処理手数料の改定」施策との関連も考えられ、また不法投棄の増加につながることも懸念されることから、これらへの影響を検証した上で、制度の見直しを進めます。	（２）ごみ減量による還元制度の見直し 排出抑制に努めた市民に対する指定ごみ袋の還元制度（未使用の引換券 10 枚と資源回収で集めた古紙を使用したトイレットペーパー（6 ロール）との交換）については、「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策、「持込ごみ処理手数料の改定」施策との関連も考えられ、また<u>不法投棄・不法焼却の増加</u>につながることも懸念されることから、これらへの影響を検証した上で、制度の見直しを進めます。
P 2 8 意見 №12	（４）資源回収の拡充 資源回収の拡充策として、新聞販売店などが行っている民間回収を推奨していくとともに、ペットボトルのキャップなど新たな資源回収品目の追加や、ごみステーションでの紙	（４）資源回収の拡充 資源回収の拡充策として、新聞販売店などが行っている民間回収を推奨していくとともに、ペットボトルのキャップなど新たな資源回収品目の追加や、ごみステーションでの紙

	類の回収など、ごみステーションを活用した資源回収の実施を目指します。	類の回収など、ごみステーションを活用した資源回収の実施を目指します。 <u>また、入れ歯回収ボックスを設置して、不要となった金歯や入れ歯を回収します。</u>
P 2 8 意見 №11	(6) 指定ごみ袋無料配布数の見直し 「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策は、最も直接的で有効なごみ減量施策ですが、「ごみ減量による還元制度の見直し」施策、「持込ごみ処理手数料の改定」施策、「資源回収の拡充」施策、「生ごみのリサイクル」施策との関連が考えられます。また不法投棄の増加につながることも懸念されることから、関連施策や不法投棄への影響を検証した上で、配布枚数の見直しを進めます。	(6) 指定ごみ袋無料配布数の見直し 「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策は、最も直接的で有効なごみ減量施策ですが、「ごみ減量による還元制度の見直し」施策、「持込ごみ処理手数料の改定」施策、「資源回収の拡充」施策、「生ごみのリサイクル」施策との関連が考えられます。また不法投棄・不法焼却の増加につながることも懸念されることから、関連施策や不法投棄・不法焼却への影響を検証した上で、配布枚数の見直しを進めます。
P 2 8 意見 №11	(7) 持込みごみ処理手数料の改定 本市の持込みごみ処理手数料については、周辺自治体と比較して安価となっています。経済的インセンティブは、事業系ごみの減量効果が期待できることから、関連施策や不法投棄への影響を検証した上で、持込みごみについて処理手数料の見直しを検討します。	(7) 持込みごみ処理手数料の改定 本市の持込みごみ処理手数料については、周辺自治体と比較して安価となっています。経済的インセンティブは、事業系ごみの減量効果が期待できることから、関連施策や不法投棄・不法焼却への影響を検証した上で、持込みごみについて処理手数料の見直しを検討します。
P 3 1 意見 №5	(8) 市民、事業者、行政の 3 者の連携強化 基本方針である『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』を図るため、定期的に市民、事業者、行政の 3 者が連携できる場を設定するなど、環境保全意識の共有化による 3 者の連携強化を進めます。	(8) 市民、事業者、行政の 3 者の連携強化 基本方針である『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』を図るため、<u>生ごみの堆肥化を実施しているスーパーマーケットやコンビニエンスストア等の事業者との情報交換や協力ができるよう</u>、定期的に市民、事業者、行政の 3 者が連携できる場を設定するなど、環境保全意識の共有化による 3 者の連携強化を進めます。

野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（素案）に即したサブタイトル名意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（素案）に即したサブタイトル名

2 意見の募集期間

平成24年1月16日（月）から平成24年2月14日（火）まで

3 意見の募集結果

提出者数・意見数	1人	1件
提出方法	直接持参	1人 1件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	0人 0件
政策等に反映した意見		- 件

4 意見の概要と市の考え方

No	意見の概要	市の考え方	案の修正
野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（素案）に即したサブタイトル名			
1	野田市生活不用品処理マスタープラン（不用品を資源に）	（野田市新清掃工場建設候補地選定審議会において決定します。）	-

審議会運営(案)

3 月 25 日審議会の運営案

< 審議事項 >

- ・ 処理方式について (その 1)
- ・ 地元還元対策について (その 1)

この間 (4 月中旬頃) に、他市のごみ焼却施設への視察を予定しています。

4 月 28 日審議会の運営案

< 審議事項 >

- ・ 処理方式の決定 (その 2)
- ・ 地元還元対策について (その 2)

5 月 20 日審議会の運営案

< 審議事項 >

- ・ 公募地の評価

(注) 公募の結果、応募又は適合地がない場合、委員推薦及び事務局抽出候補地の評価

6 月上旬審議会の運営案

< 審議事項 >

- ・ 候補地現地視察

6 月下旬審議会の運営案

< 審議事項 >

- ・ 複数候補地の選定

7 月中旬審議会の運営案

< 審議事項 >

- ・ 環境アセスメントについて

7 月下旬審議会の運営案

< 審議事項 >

- ・ 第 1 次答申について

他市のごみ焼却施設現地視察（案）

1	千葉県	柏市	第二清掃工場	柏市南増尾56-2
			処理方式：ストーカ+灰溶融炉 処理能力：250t/日 稼働開始年：2005年	
	千葉県	流山市	クリーンセンター	流山市下花輪191
			処理方式：流動床式ガス化溶融 処理能力：207t/日 稼働開始年：2004年	
2	埼玉県	川越市	資源化センター	川越市大字鯨井782-3
			処理方式：流動床式ガス化溶融 処理能力：265t/日 稼働開始年：2010年	
	埼玉県	所沢市	東部クリーンセンター	所沢市日比田895-1
			処理方式：ストーカ+灰溶融炉 処理能力：230t/日 稼働開始年：2003年	
3	栃木県	佐野市	みかもクリーンセンター	佐野市町谷町206-13
			処理方式：流動床式ガス化溶融 処理能力：128t/日 稼働開始年：2007年	
	茨城県	筑西広域市町村圏事務組合	環境センター	筑西市下川島658
			処理方式：ストーカ+灰溶融炉 処理能力：240t/日 稼働開始年：2002年	
4	茨城県	さしま環境管理事務組合	さしまクリーンセンター寺久	坂東市寺久1353-1
			処理方式：流動床式ガス化溶融 処理能力：206t/日 稼働開始年：2008年	
	茨城県	筑西広域市町村圏事務組合	環境センター	筑西市下川島658
			処理方式：ストーカ+灰溶融炉 処理能力：240t/日 稼働開始年：2002年	
5	千葉県	習志野市	芝園清掃工場	習志野市芝園3-2-1
			処理方式：シャフト式ガス化溶融 処理能力：219t/日 稼働開始年：2002年	
	千葉県	千葉市	新港クリーン・エネルギーセンター	千葉市美浜区新港226-1
			処理方式：ストーカ+灰溶融炉 処理能力：405t/日 稼働開始年：2002年	

視察候補地選定資料

都道府県名	市町村・ 一部事務組合名	施設名称	所在地	処理能力 [t/日]	炉 の 数	炉型式	処理方式	稼働 開始年
1 茨城	さしま環境管理事務組合	さしまクリーンセンター 寺久	坂東市寺久1353-1	206	2	全連続	流動床式ガス化溶融	2008
2 茨城	財団法人茨城県環境保全事業団	エコフロンティアかさま	笠間市福田165-1	145	2	全連続	シャフト式ガス化溶融	2005
3 茨城	筑西広域市町村圏事務組合	環境センター	筑西市下川島658	240	3	全連続	ストーカ+灰溶融炉	2002
4 栃木	佐野市	みかもクリーンセンター	佐野市町谷町206番地13	128	2	全連続	流動床式ガス化溶融	2007
5 栃木	栃木広域	とちぎクリーンプラザ	栃木市梓町456-32	237	2	全連続	ストーカ+灰溶融炉	2003
6 埼玉	川越市	川越市資源化センター	川越市大字鯨井782-3	265	2	全連続	流動床式ガス化溶融	2010
7 埼玉	所沢市	所沢市東部クリーンセンター	所沢市日比田895-1	230	2	全連続	ストーカ+灰溶融炉	2003
8 千葉	柏市	第二清掃工場	柏市南増尾56-2	250	2	全連続	ストーカ+灰溶融炉	2005
9 千葉	流山市	クリーンセンター	流山市下花輪191	207	3	全連続	流動床式ガス化溶融	2004
10 千葉	習志野市	芝園清掃工場	習志野市芝園3-2-1	219	3	全連続	シャフト式ガス化溶融	2002
11 千葉	千葉市	新港クリーン・エネルギーセンター	千葉市美浜区新港226-1	405	3	全連続	ストーカ+灰溶融炉	2002

新清掃工場建設候補地基準の設定方法

平成24年3月3日 平井和子

前回2月11日の審議委員会において、横張委員が提案した、新清掃工場が、市内のどこの地区に建設するにしても、建設する前に地元自治会との間で文面にて、了解を得ることを条件とすることを、決めて頂きたいと私は思います。